

## 第 1 1 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成 2 6 年 7 月 2 8 日（月）

午後 2 時から

場所：京都市役所本庁舎 1 階 F 会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 事

- (1) 奨学金等返還事務の取組状況（平成 2 6 年 3 月末日現在）
- (2) 奨学金等の返還請求訴訟の状況
- (3) その他

#### （添付資料）

- ・ 奨学金等返還事務の取組状況（平成 2 6 年 3 月末日現在）・・・（資料 1）
- ・ 奨学金等の返還請求訴訟の状況・・・（資料 2）
- ・ 第 1 0 回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項  
・・・（資料 3）
- ・ 第 1 0 回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録・・・（資料 4）

## 奨学金等返還事務の取組状況（平成26年3月末日現在）

## 1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

## (1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

| 区 分   | 借受者<br>① | 返還手続の状況（①の内訳） |          |              |               |                      |       |
|-------|----------|---------------|----------|--------------|---------------|----------------------|-------|
|       |          | 猶予中<br>②      | 免除中<br>③ | 返 還 請 求<br>④ | 返還請求の状況（④の内訳） |                      |       |
|       |          |               |          |              | 返還済<br>(注1)   | 未 返 還<br>滞 納<br>(注2) | 滞納なし  |
| 人 数   | 1,404    | 3             | 1,264    | 137          | 36            | 43                   | 58    |
| 構成比   | 100.0%   | 0.2%          | 90.0%    | 9.8%         | 2.6%          | 3.1%                 | 4.1%  |
| 返還請求分 |          |               |          | 100.0%       | 26.3%         | 31.4%                | 42.3% |

注1 「返還済」とは、奨学金の全額を返還した者又は平成25年度返還分（納入期間が平成25年10月1日～平成26年9月30日のもの）までを完納している者である。

2 「滞納」には、現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還手続中のもの（16人）を含んでいないため、実際の滞納者数は、24年度返還分に滞納がある43人に16人を加えた59人となる。

3 滞納者（43人）については、平成24年度返還分から新たに滞納となった者が9人おり、残る34人は平成23年度以前返還分も含めての滞納者である。

○ 滞納者（43人）に係る取組状況について（内訳）

- ・ 返還金未納付・・・・・・・・・・14人
- ・ 返還手続未了・・・・・・・・・・11人
- （うち面談困難）・・・・・・5人
- ・ 所在不明等・・・・・・・・・・6人
- ・ 訴訟結果待ち（訴訟係属中の者（3人）を含む）・・・・12人

## (2) 平成25年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）

| 返還年度 | 対応件数                  | 返還猶予            | 返還免除                 | 返還請求                          | 収入済                          |                              |
|------|-----------------------|-----------------|----------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|
|      |                       |                 |                      |                               | 収入済                          | 未収入                          |
| 25   | 1,718件<br>(100.0%)    | 3件<br>(0.2%)    | 1,576件<br>(91.7%)    | 139件<br>(8.1%)<br>[100.0%]    | 22件<br>(1.3%)<br>[15.8%]     | 117件<br>(6.8%)<br>[84.2%]    |
|      | 128,552千円<br>(100.0%) | 153千円<br>(0.1%) | 119,588千円<br>(93.0%) | 8,811千円<br>(6.9%)<br>[100.0%] | 1,994千円<br>(1.6%)<br>[22.6%] | 6,817千円<br>(5.3%)<br>[77.4%] |

## 【返還猶予の内訳】

- 在学中のため・・・・・・・・・・3件
- 収入の大幅な減少のため・・・・0件
- 所在不明のため・・・・・・・・・・0件
- 特別な事情・・・・・・・・・・0件

## 【返還免除の内訳】

- 死亡のため・・・・・・・・・・2件
- 障害のため・・・・・・・・・・1件
- 所得が基準以下のため・・・・1,573件

【履行期限の延長の状況】  
（返還請求139件の内数）

|              |          |
|--------------|----------|
| ○ 所得が基準以下のため | 16件（15人） |
| ○ その他特別な事情等  | 0件       |

### (3) 督促・催告の実施状況

平成19～24年度返還分に係る滞納者72人（平成25年9月末日現在で新規滞納者35人、継続滞納者37人（裁判手続中の3人を含む。））について、11月末までに返還手続を行った者（新規滞納者16人）及び12月2日時点で相談中等の者を除き、次のとおり督促及び催告を実施した。

その結果、13人（新規滞納者10人、継続滞納者3人）が返還手続を行ったため、40人となり、裁判中の借受者を加えると滞納者数は43人である。

#### ア 督促・催告の実施（新規滞納分）

平成24年度返還分の履行期限（平成25年9月末日）を経過し、新たに滞納となった同返還分の滞納者（19人）に対して、次のとおり督促及び催告を実施した。

【督促・催告の実施状況】 (平成26年3月末日現在)

| 発行日       | 区 分      | 対象<br>人数 | 相談中 | 督 促 | 催 告 | 督促等後の<br>返還手続等<br>(注) |
|-----------|----------|----------|-----|-----|-----|-----------------------|
| 1 2 月 2 日 | 対象借受者(人) | 19       | 12  | 7   | —   | 8(3)                  |
| 3 月 3 日   | 対象借受者(人) | 11       | 7   | —   | 4   | 2(0)                  |

注 相談中のため督促状又は催告書を送付しなかった借受者が手続をした場合を含んでおり、( ) 内は督促又は催告の実施後に手続を取った者の人数である。

【督促等後の返還手続の内訳】

| 督促等発行日付 | 手続済件数 | 内訳    |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|
|         |       | 滞納金完納 | 分納誓約等 | 免除(注) |
| 12月2日   | 8     | 7     | —     | 1     |
| うち相談中分  | (5)   | (4)   | —     | (1)   |
| うち督促分   | (3)   | (3)   | —     | (0)   |
| 3月3日    | 2     | 1     | 1     | 0     |

注 免除申請を受理していたが、挙証資料の提出が遅れたため、履行期限経過後に免除決定したものである。

## イ 督促・催告の実施（継続滞納分）

平成２３年度以前返還分に滞納がある３４人（平成２５年１１月末日現在で裁判手続中の者３人を除く。）について、所在不明及び相談中の者を除き、平成２４年度返還分に係る催告を実施した。

なお、平成２３年度以前返還分に関して、相談中のため、４回以上の催告を実施していなかった者にも、催告を実施した。

【督促・催告等の実施状況】

(平成26年3月末日現在)

| 発行日   | 区 分        | 人 数 | 所在<br>不明等 | 相 談 中               |                    | 催 告 | 催告後の<br>返還手続<br>等(注2) |
|-------|------------|-----|-----------|---------------------|--------------------|-----|-----------------------|
|       |            |     |           | 返還見込<br>及び返還<br>手続中 | 面談継続<br>中等<br>(注1) |     |                       |
| 12月2日 | 対象借受者(人)   | 34  | 6         | 9                   | 4                  | 15  | 3(1)                  |
|       | うち保証人請求(人) | 15  | —         | —                   | —                  | 15  |                       |
| 3月3日  | 対象借受者(人)   | 31  | 6         | 11                  | 12                 | 2   | 0(0)                  |
|       | うち保証人請求(人) | 2   | —         | —                   | —                  | 2   |                       |

注1 具体的な返還の意思までは示していないが、免除手続や返還方法についての説明に応じ、面談を継続中の者である。

2 相談中又は所在不明により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり、( )内が催告実施後に手続を取った者の人数である。

【催告後の返還手続の内訳】

| 督促等発行日 | 手続済件数 | 内訳    |       |      |
|--------|-------|-------|-------|------|
|        |       | 滞納金完納 | 分納誓約等 | 猶予   |
| 12月2日  | 3(1)  | 1(1)  | 1(0)  | 1(0) |

(4) 50万円以上の高額滞納者の今後の見込み(平成26年7月8日現在)

| 実施年度<br>区分  | ～24  | 25   | 26   | 27   | 合 計  |
|-------------|------|------|------|------|------|
| 50万円以上      | 4人   | 0人   | 2人   | 1人   | 7人   |
| 100万円未満     | (3人) | (0人) | (1人) | (1人) | (5人) |
| 100万円以上     | 3人   | 0人   | 0人   | 0人   | 3人   |
| [裁判手続着手対象者] | (3人) | (0人) | (0人) | (0人) | (3人) |

注1 平成26年度以降の高額滞納者の見込数については、現在の滞納状況を踏まえて、それぞれの区分ごとに見込んだものである。

2 上記表中の( )内は、裁判で争うこと表明している借受者の人数である。

3 訴訟提起については、現在、滞納額が100万円以上の借受者を対象にして実施しているが、本来滞納額50万円以上を対象としていることから、裁判手続の審理状況や消滅時効の発生時期等も踏まえ、今後、基準対象額を引き下げることによって、裁判対象者数の増加が見込まれる。

## 2 平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成 24 年度決定分）

平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権については、条例第 3 条第 1 項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成 19 年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡した借受者については、判明した時点で、条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、死亡者免除として返還残額の全額を一括免除している。

- (1) 免除決定対象額（総額） 1,833,880,695 円（平成 20 年 12 月現在）
- (2) 免除決定額 159,049,125 円

（参考）

### ① 条例第 3 条第 1 項に基づく免除（期限到来による一律免除）

| 返還対象年度    | 件 数 (件) | 免 除 額 (円)     | 免 除 決 定 日        |
|-----------|---------|---------------|------------------|
| 24        | 2,040   | 157,861,125   | 平成 26 年 3 月 26 日 |
| (参考)免除額累計 | 15,123  | 1,123,927,755 |                  |

### ② 条例第 3 条第 2 項第 1 号に基づく免除（死亡による免除）

| 返還対象年度    | 件 数 (件) | 免 除 額 (円) | 免 除 決 定 日         |
|-----------|---------|-----------|-------------------|
| 24～29     | 1       | 1,188,000 | 平成 25 年 10 月 28 日 |
| (参考)免除額累計 | 4       | 1,480,500 |                   |

## 3 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）について

京都市地域改善対策奨学金等の返還手続には返還免除の制度が設けられており、その免除事由の一つとして、対象者の年収が生活保護基準の 1.5 倍以下であることが定められている。

この免除事由の対象となる生活扶助基準については、平成 25 年 8 月から 3 箇年かけて段階的に引き下げる見直し（以下「基準見直し」という。）が実施されたが、政府においては「他制度に影響を及ぼさないようにする」との対応方針を全閣僚で確認しており、本市においても、この対応方針に基づく文部科学省の通知を受けて、平成 25 年 7 月に京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（以下「規則」という。）の改正を行い、平成 25 年度返還分を対象にして、当該基準見直しの影響が及ばないようにするため、免除判定に当該基準見直し前の生活扶助基準を用いる措置（以下「特例措置」という。）を講じた。

今回、平成 26 年度返還分についても、政府の対応方針を継続実施することとされたことから、同様に特例措置を講じるため、平成 26 年 4 月 1 日付けで規則の改正を行い、特例措置の適用期間を平成 27 年 9 月 30 日（改正前 平成 26 年 9 月 30 日）まで、1 年間延長した。

(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成 26 年 3 月末日現在)

1 平成 13 年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

| 返還<br>年度      | 対応件数                   | 返還猶予                 | 返還免除                  | 返還請求                             | 収 入                             | 未 収 入                         |
|---------------|------------------------|----------------------|-----------------------|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 19<br>・<br>20 | 3,626 件<br>(100.0%)    | 510 件<br>(14.1%)     | 2,890 件<br>(79.7%)    | 226 件<br>(6.2%)<br>[100.0%]      | 179 件<br>(4.9%)<br>[79.2%]      | 47 件<br>(1.3%)<br>[20.8%]     |
|               | 249,336 千円<br>(100.0%) | 27,526 千円<br>(11.0%) | 207,227 千円<br>(83.1%) | 14,583 千円<br>(5.9%)<br>[100.0%]  | 10,875 千円<br>(4.4%)<br>[74.6%]  | 3,708 千円<br>(1.5%)<br>[25.4%] |
| 21            | 1,708 件<br>(100.0%)    | 189 件<br>(11.0%)     | 1,336 件<br>(78.2%)    | 186 件<br>(10.8%)<br>[100.0%]     | 152 件<br>(8.9%)<br>[81.7%]      | 34 件<br>(1.9%)<br>[18.3%]     |
|               | 136,593 千円<br>(100.0%) | 10,120 千円<br>(7.4%)  | 109,244 千円<br>(80.0%) | 17,229 千円<br>(12.6%)<br>[100.0%] | 14,647 千円<br>(10.7%)<br>[85.0%] | 2,582 千円<br>(1.9%)<br>[15.0%] |
| 22            | 1,725 件<br>(100.0%)    | 104 件<br>(6.0%)      | 1,469 件<br>(85.2%)    | 152 件<br>(8.8%)<br>[100.0%]      | 115 件<br>(6.7%)<br>[75.7%]      | 37 件<br>(2.1%)<br>[24.3%]     |
|               | 132,742 千円<br>(100.0%) | 5,198 千円<br>(3.9%)   | 114,215 千円<br>(86.0%) | 13,329 千円<br>(10.1%)<br>[100.0%] | 10,561 千円<br>(8.0%)<br>[79.2%]  | 2,768 千円<br>(2.1%)<br>[20.8%] |
| 23            | 1,721 件<br>(100.0%)    | 48 件<br>(2.8%)       | 1,536 件<br>(89.3%)    | 137 件<br>(7.9%)<br>[100.0%]      | 100 件<br>(5.8%)<br>[73.0%]      | 37 件<br>(2.1%)<br>[27.0%]     |
|               | 128,901 千円<br>(100.0%) | 2,518 千円<br>(1.9%)   | 117,252 千円<br>(91.0%) | 9,131 千円<br>(7.1%)<br>[100.0%]   | 6,178 千円<br>(4.8%)<br>[67.7%]   | 2,953 千円<br>(2.3%)<br>[32.3%] |
| 24            | 1,719 件<br>(100.0%)    | 15 件<br>(0.9%)       | 1,572 件<br>(91.4%)    | 132 件<br>(7.7%)<br>[100.0%]      | 80 件<br>(4.7%)<br>[60.6%]       | 52 件<br>(3.0%)<br>[39.4%]     |
|               | 128,423 千円<br>(100.0%) | 493 千円<br>(0.4%)     | 119,261 千円<br>(92.9%) | 8,669 千円<br>(6.7%)<br>[100.0%]   | 5,346 千円<br>(4.1%)<br>[61.7%]   | 3,323 千円<br>(2.6%)<br>[38.3%] |

注 1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ 1 件、平成 19・20 年度返還分をそれぞれ 1 件としてカウントしている。

2 平成 19・20 年度返還分については、平成 15 年以前貸与分と平成 16 年度以降貸与分を分けて、それぞれ 1 件としてカウントしている。

3 平成 16 年度以降貸与分等の返還免除の件数及び金額には、平成 15 年度以前貸与分で制度見直し前に国制度により初回免除したものが含まれている。

- 4 平成 21 年度返還分には、障害により返還残額の 4 分の 3 を免除し、4 分の 1 を返還として  
いるものが 2 件、所得基準以下の収入により貸与総額の 20 分の 5 を免除し、残額を一括返済  
としたものが 1 件あり、これらについては、返還猶予及び返還請求、返還免除及び返還請求に  
1 件ずつ計上しているため、返還猶予、返還免除及び返還請求の合計件数は要対応件数より 3  
件多くなっている。
- 5 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

|               |                                      |           |
|---------------|--------------------------------------|-----------|
| ○ 平成 19・20 年度 | 在学中のため                               | 3 3 7 件   |
|               | 制度の変更に係る経過措置                         | 7 1 件     |
|               | 所在不明（注 1）                            | 1 8 件     |
|               | 特別な事情                                | 8 4 件     |
|               | （うち、今回の事後報告分                         | 6 件（注 2）） |
|               | ※上記に加え、4 月 1 日以降に決定した 5 件も、今回報告している。 |           |
| ○ 平成 21 年度    | 在学中のため                               | 1 3 3 件   |
|               | 収入の大幅な減少のため                          | 1 4 件     |
|               | 所在不明（注 1）                            | 9 件       |
|               | 特別な事情                                | 3 3 件     |
|               | （うち、今回の事後報告分                         | 4 件（注 2）） |
|               | ※上記に加え、4 月 1 日以降に決定した 3 件も、今回報告している。 |           |
| ○ 平成 22 年度    | 在学中のため                               | 7 3 件     |
|               | 収入の大幅な減少のため                          | 4 件       |
|               | 所在不明（注 1）                            | 9 件       |
|               | 特別な事情                                | 1 8 件     |
|               | （うち、今回の事後報告分                         | 4 件（注 2）） |
|               | ※上記に加え、4 月 1 日以降に決定した 3 件も、今回報告している。 |           |
| ○ 平成 23 年度    | 在学中のため                               | 2 8 件     |
|               | 収入の大幅な減少のため                          | 5 件       |
|               | 所在不明（注 1）                            | 3 件       |
|               | 特別な事情                                | 1 1 件     |
|               | （うち、今回の事後報告分                         | 4 件（注 2）） |
|               | 長期不在                                 | 1 件（注 3）  |
|               | ※上記に加え、4 月 1 日以降に決定した 3 件も、今回報告している。 |           |
| ○ 平成 24 年度    | 在学中のため                               | 1 3 件     |
|               | 収入の大幅な減少のため                          | 1 件       |
|               | 所在不明（注 1）                            | 0 件       |
|               | 特別な事情                                | 1 件       |
|               | （うち、今回の事後報告分                         | 1 件（注 2）） |
|               | ※上記に加え、4 月 1 日以降に決定した 3 件も、今回報告している。 |           |

注 1 制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶予決定したものである。

2 別紙「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」で報告をしている19件（3人分。報告番号30～32）を示している。

なお、4月1日以降に決定した17件（3人分。報告番号33～35）も、併せて別紙で報告をしている。

3 海外転出による長期不在のため、猶予決定をしたものである。

【返還免除の事由別内訳】

|             |              |         |
|-------------|--------------|---------|
| ○ 平成19・20年度 | 制度の変更に係る経過措置 | 2, 542件 |
|             | 死亡のため        | 1件      |
|             | 障害のため        | 1件      |
|             | 所得が基準以下のため   | 346件    |
| ○ 平成21年度    | 死亡のため        | 0件      |
|             | 障害のため        | 5件      |
|             | 所得が基準以下のため   | 1, 331件 |
| ○ 平成22年度    | 死亡のため        | 1件      |
|             | 障害のため        | 0件      |
|             | 所得が基準以下のため   | 1, 468件 |
| ○ 平成23年度    | 死亡のため        | 0件      |
|             | 障害のため        | 0件      |
|             | 所得が基準以下のため   | 1, 536件 |
| ○ 平成24年度    | 死亡のため        | 0件      |
|             | 障害のため        | 0件      |
|             | 所得が基準以下のため   | 1, 572件 |

## 2 平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

### (1) 条例第 3 条第 1 項の規定に基づく免除

| 返還年度 | 件 数 (件) | 免 除 額 (円)     | 免 除 決 定 日             |
|------|---------|---------------|-----------------------|
| 19   | 2,815   | 205,459,504   | 平成 21 年 3 月 26 日等 (注) |
| 20   | 2,774   | 201,117,636   | 平成 22 年 3 月 31 日等 (注) |
| 21   | 2,699   | 196,960,711   | 平成 23 年 3 月 31 日      |
| 22   | 2,512   | 188,226,687   | 平成 24 年 3 月 27 日      |
| 23   | 2,283   | 174,302,092   | 平成 25 年 3 月 29 日      |
| 24   | 2,040   | 157,861,125   | 平成 26 年 3 月 26 日      |
| 合 計  | 15,123  | 1,123,927,755 |                       |

注 免除決定については、債権総額の精査の結果、追加して行ったものがある。

### (2) 条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく免除 (死亡による免除)

(処理日ごとに記載)

| 返還対象年度 | 件数 (件) | 免除額 (円)   | 免 除 決 定 日         |
|--------|--------|-----------|-------------------|
| 23～25  | 2      | 235,800   | 平成 24 年 3 月 30 日  |
| 23～25  | 1      | 56,700    | 平成 25 年 3 月 29 日  |
| 24～29  | 1      | 1,188,000 | 平成 25 年 10 月 28 日 |
| 合 計    | 4      | 1,480,500 |                   |

## 特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）

| 報告<br>番号   | 特別な事情                                                          | 考慮すべき背景  |
|------------|----------------------------------------------------------------|----------|
| 3 0        | A-1（検討期間不足：説明時期）<br>A-2（検討期間不足：家庭等の事情）                         | a（行政不信等） |
| 3 1<br>3 2 | A-2（検討期間不足：家庭等の事情）<br>C（保証人の意思表示）                              | a（行政不信等） |
| 3 3        | C（借受者本人の意思表示）                                                  | a（行政不信等） |
| 3 4        | C（借受者本人の意思表示）                                                  | a（行政不信等） |
| 3 5        | A-1（検討期間不足：説明時期）<br>A-2（検討期間不足：家庭等の事情）<br>C（連絡対象者ではない保証人の意思表示） | a（行政不信等） |

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 報告番号 30                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 猶予した奨学金の対象年度：平成21～24年度返還分(大学分) |
| 特別な事情 ( )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 考慮すべき背景 ( )                    |
| A-1 (検討期間不足：説明時期) A-2 (検討期間不足：家庭等の事情)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | a (行政不信等)                      |
| <p>(これまでの経過)</p> <p>平成21年6月末頃から連絡対象者である保証人に対して何度も連絡、訪問するも、保証人からの連絡はなく、進捗が見られなかった。</p> <p>平成22年2月になってようやく保証人から連絡があり、3月になって初めてお詫びと制度変更の説明を行った。しかし「借り受けた当時は、奨学金は給付と説明されており、今頃制度の変更というのは話が違う。詐欺の様なものだ。制度の変更に納得がいかない。」と京都市に対する強い不信感を示された。ただし、納得はできないけれども、平成19・20年度分については、「経過措置基準の適用により、免除となるのであれば、手続きを取る。」として、免除申請の手続きが行われ、免除決定がなされたが、以後は何度か訪問、電話するも連絡をとることはできなかった。</p> <p>平成23年8月末になって、改めて保証人と再度面談することができ、制度について一定の理解を得られた。その際、「奨学金については、本人には借りたとは知らせておらず、そもそも自分は借りたとは思っていない。しかし、不本意な話ではあるが、免除申請等については本人と検討する。」とのことであった。そのため、本人に奨学金について説明するための時間がほしいとの申出を受けた。以降、何度も保証人との連絡を試みたが、「本人への説明に時間がかかる。」との理由から、手続きの進まない状態が続いた。</p> <p>平成25年5月になって、保証人から連絡があり、再度面談を実施し、「返還手続きを進めたい。」との意向が示されたものの、「本人への説明がまだできていない。」とのことであった。平成25年11月に、本市から再度面談を依頼し、平成25年12月に面談を実施した。そこで、保証人から「本人にようやく説明ができたので、返還手続きを進めていきたい。」との回答があり、その後、平成26年2月に履行期限延長申請が提出され、平成25年度以降返還分について、履行期限延長決定を行っている。</p> <p>なお、この間の事情を伺ったところ、「奨学金貸与時において、借受者は同和地区外に居住しており、借受者本人には奨学金の貸与を受けている事実を伝えていなかった。また、借受者が結婚していたこともあり、借受者本人への説明が難しく、時間をかけて奨学金貸与の事実を説明したところ、理解が得られ、申請に必要な資料を集める旨を依頼できた。」とのことであった。</p> |                                |

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 報告番号 31                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 猶予した奨学金の対象年度：平成19～23年度返還分（大学分）    |
| 報告番号 32                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 猶予した奨学金の対象年度：平成19～23年度返還分（高校・大学分） |
| 特別な事情（_____）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 考慮すべき背景（_____）                    |
| A-2（検討期間不足：家庭等の事情），C（保証人の意思表示）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | a（行政不信等）                          |
| <p>（これまでの経過）</p> <p>平成21年7月に連絡対象者に対し、奨学金制度の変更についてのお詫びを行った際、「奨学金は返還不要との説明を信用して利用したのに、話が違う。返還が必要と分かっていたら、違う進路の選択もあった。」として、京都市に対する強い不信感が示された。その後、<u>何度も連絡対象者に対して電話や訪問を行ったが、不在のことも多く、また、面談ができた場合も、強い不信感から「対応は保証人と相談するが、まだ話ができていない。」として、本市の説明になかなか耳を傾けてもらえない状態が続いた。</u></p> <p>平成22年7月になって、初めて<u>保証人と面談することができ、奨学金制度の変更についてお詫びをしたが、その際も、「今回の制度変更には腹が立っているが、連絡対象者からも話を聞いてみたらと言われたので、話だけは聞くことにした。」との姿勢であり、以降、何度か保証人に返還手続の説明をしたが、理解の得られない状態が続いた。</u></p> <p>平成23年7月になって、改めて<u>保証人と面談することができ、制度変更について一定の理解が得られ、「返還手続を進めたい。」との意向が示されたが、同時に「奨学金については、借受者本人には知らせていないので、返還手続を進めるに当たっては、まず本人に相談しておきたい。」との理由から、本人に奨学金について説明するための時間がほしいとの申出を受けた。以降、何度か保証人に連絡を取ったが、「本人への説明がまだできていない。」との理由から、返還手続の進まない状態が続いた。</u></p> <p>平成24年6月、平成25年1月及び同年2月に保証人と面談し、更に返還手続の説明を行い、同年3月になって、保証人からの連絡を受けて行った面談において、<u>保証人から「本人にようやく説明ができたので、返還手続を進めていきたい。については、猶予及び履行期限延長の申請をしたい。」との申出を受けたが、その後、保証人が体調を崩し、入院するなどしたため、返還手続が中断することになった。退院後の平成25年10月に再度保証人との面談を実施し、ここで猶予及び履行期限延長の申請がなされた。提出書類が一部不足していたが、その後、必要な書類が出されたことから、平成26年3月に猶予及び履行期限延長の決定を行ったところである。</u></p> <p>なお、この間の事情を伺ったところ、「奨学金貸与時において、借受者は同和地区外に居住しており、借受者本人に対し、奨学金の貸与を受けている事実を伝えていなかった。そのため、借受者本人への説明が難しく、また借受者本人のうち一人は市外に転出していたため、時間をかけてようやく奨学金貸与の事実を説明することができた。その後、返還手続を進めようとしたところ、自分が病気で入院してしまい、すぐに返還手続を進めることができず、挙証資料の取得にも時間が掛かった。」とのことであった。</p> |                                   |

※ 報告番号31と32は兄弟姉妹である。

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 報告番号 33                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 猶予した奨学金の対象年度：平成20～24年度返還分（大学分）       |
| 特別な事情（ <u>          </u> ）<br>C（借受者本人の意思表示）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 考慮すべき背景（ <u>      </u> ）<br>a（行政不信等） |
| <p>（これまでの経過）</p> <p>保証人が死亡していたため、連絡対象者に対し、平成21年6月に奨学金制度の変更についてお詫びした。連絡対象者は「<u>自分は高齢で体調もすぐれず、通院していることが多い。現在は無職で、お金もない。奨学金の返還と言われても困る。</u>」と対応を拒否された。以後、何度も訪問や電話をするが、不在であることが多く、在宅であっても、体調不良であることを理由に対応を断られる状態が続いた。</p> <p>平成22年3月に訪問した際、連絡対象者と改めて短時間話をすることができたが、「<u>奨学金は、死亡した保証人が手続をしていたので、私は何も知らない。当然、借受者本人も知らない。昨年になって急に連絡が来て驚いており、迷惑な話である。</u>」と、返還手続に応じる意思は示されなかったものの、訴訟で争う意思も示されなかった。</p> <p>その後も、連絡対象者に郵送や電話、訪問を繰り返し行っただが、不在のことが多く、また在宅されていた場合も「<u>体調が悪いので、帰ってほしい。</u>」などとして、本市の説明になかなか耳を傾けていただけない状態が続いた。</p> <p>平成25年3月からは、連絡対象者への連絡に加え、連絡対象者と同居されている借受者本人に対しても郵送や訪問により接触を試みるが、不在であったり反応がないなど、返還手続が進まない状態が続いた。</p> <p>平成25年9月に訪問した際、改めて連絡対象者と面談することができたが、「<u>今回免除申請をしても、5年後には自分が死んでいて、対応できるかわからない。そうなれば、借受者本人のところにはいくのだろうが、本人に負担をかけたくない。何度も来てもらって悪いとは思いますが、返還手続はしないつもりだ。</u>」との意思を示され、その後は連絡が取れない状況が続いた。</p> <p>平成25年11月からは、奨学金等返還事務監理委員会の承認を得たうえで、保証人の法定相続人である、借受者本人の兄弟姉妹に対しても返還手続を求めることとし、同人に郵送による連絡及び催告を実施した。</p> <p>こうした状況の中、平成26年3月に、<u>借受者本人から「裁判のことなどが書かれた書類を初めて見て驚いている。保証人が手続したのかもしれないが、奨学金を利用していたことを知らなかった。どういうことか。」との問い合わせがあった。</u>このため、同年4月に借受者本人及び連絡対象者と面談し、奨学金の貸与の事実を説明するとともに、制度変更をお詫びしたところ、<u>借受者本人から「返還手続を行う。」旨の意向が示された。</u>その後、同年5月に免除申請が提出され、平成25～29年度返還分の免除決定を行っている。</p> <p>なお、この間の事情を伺ったところ、借受者本人は「<u>私は、奨学金を借りていたことも、京都市が（平成21年度以降）奨学金の返還手続のために自宅に来ていたことも、全く知らなかった。しかし、今回、（貸与申請書等）保証人が手続した書類を初めてみて、また、奨学金についての説明を聞き、事情が理解できた。私の大学進学費用として借りたのであれば、返還手続はしなければならないと思った。</u>」とのことであった。</p> <p>また、連絡対象者は「<u>借受者本人に負担をかけたくないと思い、これまで一切説明をしていなかったが、借受者の兄弟姉妹からも対応してはどうかと意見されたので、借受者本人の意思に任せようと思った。</u>」とのことであった。</p> |                                      |

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 報告番号 34                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 猶予した奨学金の対象年度：平成19～24年度返還分（高校分）         |
| 特別な事情（ <u>          </u> ）<br>C（借受者本人の意思表示）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 考慮すべき背景（ <u>        </u> ）<br>a（行政不信等） |
| <p>（これまでの経過）</p> <p>平成21年8月に連絡対象者である保証人と面談し、制度変更をお詫びしたうえで免除制度の説明を行った。同人からは「<u>制度変更について、行政がお詫びで許されるのなら、こちらもお詫びするので返還は求めないでほしい。制度変更には納得できない。</u>」と京都市に対する強い不信感を示された。併せて、「<u>免除申請することが制度変更を納得したことになるなら、申請はできない。</u>」と返還手続に強い抵抗感を示され、対応を保留された。</p> <p>平成21年12月に再度保証人と面談した際、「本人は奨学金のことを知らないので、自分が京都市と話をしていく。」と言われるとともに、「<u>私は制度変更には納得できないので返還手続をするつもりはない。裁判もやむを得ない。</u>」との態度を示された。以後も、何度も保証人と面談を繰り返すが、「制度変更には納得できない。」として返還手続には応じていただけなかった。</p> <p>その後、平成25年2月に保証人と面談した際、「本人は奨学金のことを知らないが、その場合でも裁判になるのか」と尋ねられたため、原則として本人及び保証人の両方を提訴しなければならないが、本人への人権上の配慮を求める旨の申出が出され、配慮が必要と認められれば保証人のみを提訴することがある旨を説明した。</p> <p>以降も、返還手続に応じていただけない状態が続いたが、平成25年12月に保証人と面談した際、「<u>本人の気持ちを確かめたい。</u>」との申出があり、平成26年2月に、改めて面談を行ったところ、「<u>本人に奨学金の話をした。制度変更には納得したわけではないが、返還手続に応じるようになった。</u>」として、平成26年5月に猶予申請書が提出され、返還手続に<u>応じていただくことができた。</u></p> <p>なお、この間の事情を伺ったところ、「<u>本人には奨学金のことを伝えていなかったが、将来、本人が提訴される可能性があることから、本人に奨学金のことを説明した。本人と相談し、色々なことを考慮した結果、やむを得ず返還手続に応じることとした。また、本人は市外で新たに世帯を構えているため、相談するのに相当な時間を要した。</u>」とのことであった。</p> |                                        |

※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。

### 特別な事情による返還猶予の報告対象者個票

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 報告番号 35                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 猶予した奨学金の対象年度：平成19～24年度返還分（大学分） |
| 特別な事情（ ）<br>A-1, A-2（検討期間不足：説明時期、家庭等の事情）、C（連絡対象者ではない保証人の意思表示）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 考慮すべき背景（ ）<br>a（行政不信等）         |
| <p>（これまでの経過）</p> <p>平成21年7月に連絡対象者を訪問するが、同人からは、「奨学金は返還不要と説明されたので利用したのに、今さら返還とは何事だ。詐欺ではないか。話合いに応じるつもりはない。」として、京都市に対する強い不信感を示され、今後の面談を拒否された。</p> <p>その後も、連絡対象者に対して、繰り返し訪問や免除案内等の投函・郵送を行うが、在宅されていても面談を拒否されるとともに、投函物を未開封のまま返送されたり、郵送物の受取を拒否されるなど、返還制度に関するお詫びや説明が全くできない状態が続いた。</p> <p>平成23年9月に訪問した際、連絡対象者から「自分は説明を聞いてもいいと思うが、私の配偶者である保証人が強く反対している。」との趣旨の発言があったため、その後は、保証人との面談に向けて何度も訪問や郵送を行ったが、保証人の京都市に対する不信感が根強いことに加え、保証人が入院したり、保証人の親が体調を崩したこともあって、面談に応じていただけない状態が続いた。</p> <p>平成25年1月になって、連絡対象者の「とりなし」もあって、初めて保証人と面談することができ、奨学金制度の変更についてのお詫びをした。その際、保証人からは、京都市を信用できないとの発言があった後、「そもそも自分は奨学金を借りたと思っていない。貸したというなら、その時の書類を見てから、手続を進めるか考える。」と主張された。その後、何度も保証人との連絡を試みるが、保証人が親の介護で忙しかったほか、保証人自身の体調も優れず、また、保証人の再就職の時期に重なったことなどから、再度の面談ができなかった。</p> <p>こうした状況の中、平成26年1月になって、ようやく保証人と面談することができ、改めて制度変更の説明をするとともに、初めて具体的な返還手続について説明することができた。その後、同年2月に保証人から、「自分の思いだけで借受者本人に負担は掛けられない」として、「返還手続を進めていきたい。」との申出をされたが、保証人が再度入院したため中断となった。そして、退院後の同年5月に再度面談し、同年6月に返還猶予申請書の提出がなされ、これにより平成19～24年度返還分の猶予決定を行い、現在、平成25年度以降返還分についても免除手続の相談を続けている。</p> <p>なお、この間の事情を保証人に伺ったところ、「自分は、これまで、学校や、職場でも、差別を肌で感じて生きてきたし、行政のこれまでの対応にも不信感があった。この奨学金についても制度変更の話を聞いたことにより、更に行政に対する強い不信感を感じたため、返還手続を拒否したかった。また、私の親に加え、私自身も体調を崩して入院していたこともあり、なかなか会って具体的な話を聞くこともできなかった。しかし、このまま裁判になれば借受者本人に負担を掛けてしまうことが気掛かりであり、また、京都市の担当者の話を聞くことで、制度に納得したわけではないが、返還制度を理解することはできたので、返還手続に応じる気になった。」とのことであった。</p> |                                |
| ※ 日時、保証人等と借受者本人との続柄、個人的事情の詳細等につきましては、プライバシーに配慮し記載を省略しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                |

(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール(平成26年4月～平成27年6月)

- (1) 督促…新規滞納者に対して、履行期限経過後(各年10月1日)から3箇月後に実施(25年度返還分新規滞納者については、平成26年12月に実施予定)している。
  - (2) 催告…督促状の指定期限後約1年間掛けて4回程度催告を実施(25年度返還分新規滞納者については、平成27年3月に催告①を実施し、以降3箇月ごとに実施予定)している。
  - (3) 特別催告…4回目の催告を行っても、返還手続に応じてもらえない場合は、年2回(6月と12月)程度特別催告を実施(24年度返還分からの滞納者については、平成27年6月に特別催告の①を実施予定)している。
  - (4) 法的措置…滞納金額の合計が100万円を超える者で、かつ、裁判で争う意思を示している者に対しては、最終催告を実施しても返還手続に応じてもらえない場合に、監理委員会の諮問、法的措置通知書の送付、議会の議決を経て、訴訟を提起することとしている。
- ※ 今年度は、履行期限の到来後に滞納金額が100万円を超える見込みの者がいないため、訴訟提起に向けた諮問を予定していない。

【平成26年度以降の督促・催告の実施予定】

【法的措置の流れ】

|         | 23年度返還分    | 24年度返還分          |  | 25年度返還分           | 滞納額が100万円を超えた者<br>(裁判手続対象者) |
|---------|------------|------------------|--|-------------------|-----------------------------|
|         |            | うち、24年度返還分から滞納の者 |  | うち、25年度返還分から滞納の者  |                             |
| (履行期限)  | 平成24年10月1日 | 平成25年9月30日       |  | 平成26年9月30日        | 各返還年度末                      |
| 平成26年4月 |            |                  |  |                   | 特別催告①(注1)                   |
| 5月      |            |                  |  |                   |                             |
| 6月      | 特別催告①      | 催告②              |  |                   |                             |
| 7月      |            |                  |  |                   |                             |
| 8月      |            |                  |  | 免除申請締切(9月末日)のお知らせ |                             |
| 9月      |            | 催告③              |  | 【履行期限到来】          | 【平成25年度返還分の履行期限到来】          |
| 10月     |            |                  |  |                   | 特別催告②(注1)<br>滞納額の合計が100万円超  |
| 11月     |            |                  |  |                   | 最終催告(注2)                    |
| 12月     | 特別催告②      | 催告④              |  | 督促                | 法的措置通知書の送付(注2)              |
| 平成27年1月 |            |                  |  |                   |                             |
| 2月      |            |                  |  |                   |                             |
| 3月      |            |                  |  | 催告①               | 議会の議決(注2)                   |
| 4月      |            |                  |  |                   | 訴訟提起(注2)                    |
| 5月      |            |                  |  |                   |                             |
| 6月      | 特別催告③      | 特別催告①            |  | 催告②               |                             |

(注1) 平成25年度返還分までの滞納総額が100万円を超えると見込まれる者については、少なくとも26年4月以降に連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。その際、応じられない場合は、おおむね3箇月経過後の7月以降に借受者本人への説明を行い、特別催告②の本人送付の要否を確認したうえで、特別催告②を実施する。

(注2) 当該年度において訴訟の提起・調定の申立てを行う場合に必要の手続である。

(参考3)

## 26年度地域改善対策奨学金等の返還手続の状況について

平成20年12月に奨学金制度の見直しを行い、その初年度になる平成21返還年度において、免除となった約1,000人の借受者について、平成25返還年度をもって免除期間の5年が経過することから、改めて当該借受者に返還手続（申請を受けて免除の適否を判定し、非適用者に返還を求める手続）を行ってもらう必要があります。

このため、上記の借受者を対象にして、免除申請をはじめとする返還手続の内容を記載した「返還免除制度の御案内」を作成し、平成26年6月に郵送等により配布し、返還手続の相談等の業務を開始しましたので、次により報告します。

### 1 平成26年度返還分の免除判定対象者

借受件数：1,361件（うち、平成21年度免除者分1,224件）

借受者数：1,136人（うち、平成21年度免除者 1,026人）

### 2 事務体制（平成26年度当初）

平成26年4月1日に係長級3名、同月22日に係員2名を増員し、借受者等との面談等を担当する職員としては、担当課長の下、係長級4人と係員5人を配置し、ペアを組んできめ細かく対応している。

課長級 2名

係長級 5名（3名増）

係員 6名（2名増）

計 13名

### 3 免除案内の発送状況

原則として、6月9日と19日に連絡対象者宛に親展で郵送し、面談等を必要とする方に持参等を行った。

また、借受者等からの問い合わせ等に対しては、できる限り希望に応じて対応しており、自宅に限らず、職場やいきいき市民活動センターでの面談を夜間も含めて行っているところである。

### 4 今後の対応

今後の対応については、特に問合せ等の反応がない借受者等に対しても連絡を取るなどして、引き続き、返還免除手続の丁寧な説明と相談対応に努めていく。

## 平成26年度地域改善対策奨学金等の返還手続の状況について

平成20年12月に奨学金制度の見直しを行い、その初年度になる平成21返還年度において、免除となった約1,000人の借受者について、平成25返還年度をもって免除期間の5年が経過することから、改めて当該借受者に返還手続（申請を受けて免除の適否を判定し、非適用者に返還を求める手続）を行ってもらうことが必要になります。

このため、上記の借受者を対象にして、免除申請をはじめとする返還手続の内容を記載した「返還免除制度の御案内」を作成し、平成26年6月に郵送等により配布し、返還手続の相談等の業務を開始しましたので、次により報告します。

### 1 平成26年度返還分の免除判定対象者

借受件数：1,361件（うち、平成21年度免除者分1,224件）

借受者数：1,136人（うち、平成21年度免除者 1,026人）

### 2 事務体制（平成26年度当初）

平成26年4月1日に係長級3名、同月22日に係員2名を増員し、借受者等との面談等を担当する職員としては、担当課長の下、係長級4人と係員5人を配置し、ペアを組んできめ細かく対応している。

課長級 2名

係長級 5名（3名増）

係員 6名（2名増）

計 13名

### 3 免除案内の発送状況

原則として、6月9日と19日に連絡対象者宛に親展で郵送し、面談等を必要とする方に持参等を行った。

また、借受者等からの問い合わせ等に対しては、できる限り希望に応じて対応しており、自宅に限らず、職場やいきいき市民活動センターでの面談を夜間も含めて行っているところである。

### 4 今後の対応

今後の対応については、特に問合せ等の反応がない借受者等に対しても連絡を取るなどして、引き続き、返還免除手続の丁寧な説明と相談対応に努めていく。

## 奨学金等の返還請求訴訟の状況

奨学金等の返還請求訴訟（3件）については、現在、いずれも京都地方裁判所で係属中であり、次により、訴訟の進捗状況を報告します。

## 1 裁判手続の実施状況

## (1) 裁判手続着手の相手方と実施内容

| No | 借受者      | 相手方（注1）         | 請求額（注2）<br>（追加後）           | 裁判手続手法 | 管轄裁判所   | 提起日        |
|----|----------|-----------------|----------------------------|--------|---------|------------|
| 1  | <u>A</u> | 借受者A<br>連帯保証人X  | 129万6,000円<br>(194万4,000円) | 民事訴訟   | 京都地方裁判所 | 平成24年4月16日 |
| 2  | <u>B</u> | 連帯保証人Y          | 108万7,340円<br>(163万1,010円) | 民事訴訟   | 京都地方裁判所 | 平成24年4月16日 |
| 3  | <u>C</u> | 借受者 C<br>連帯保証人Z | 100万8,000円<br>(120万9,600円) | 民事訴訟   | 京都地方裁判所 | 平成25年5月2日  |

注1 No.2の相手方については、連帯保証人Yからの申出を認め、Yのみを裁判対象者としている。

注2 訴訟提起後に生じた新規滞納額については、返還年度ごとに、履行期限経過後に相手方への督促状送達の手続を経て、裁判所に追加請求している。

## (2) 裁判における人権上の配慮

ア 本件訴訟について、特に人権に配慮する必要があることから、関係機関に人権上の配慮を依頼しており、京都地方裁判所に対しては、本件訴状の提出の際に民事訴訟法92条の規定に基づき、閲覧等の制限を申し立てるとともに、次の点について、配慮いただけるよう上申書を提出している。

- ① 法廷外において被告らの氏名を掲示しないこと。
- ② 公開の審理の場において口頭で被告らの氏名を呼ばれないこと。

イ 上記アの結果、平成24年4月に提起した2件の訴訟に係る閲覧等制限については、申立てを相当とする決定（No.1については平成24年8月3日付け、またNo.2については平成24年8月1日付け）がされており、平成25年度に提起した1件についても、平成25年6月17日付けで、申立てを相当とする決定がされている。

また、上申書に対しては、裁判所から文書による回答はなかったが、平成24年4月に提起した訴訟については、第1回口頭弁論において、法廷外において被告らの氏名の掲示はなく、また、公開の審理の場において被告らの氏名が呼ばれることもなく、要望に沿った対応をいただいている。

## (3) 併合審理について（No.1及びNo.3）

No.3の被告から、平成25年8月6日の第1回口頭弁論において、No.1事件との併合を求める平成25年8月2日付けの下記の内容の上申書の陳述があった。

（併合を求める理由）

「両事件とも主たる争点を共通にしており、原被告訴訟代理人も共通しているので、訴訟経済的には併合することが望ましいと思われるからである。」

当該上申書について、原告からは異論ない旨陳述し、裁判所は、その場で弁論の併合を決定した。

## 2 裁判における原告・被告間の主な主張

本件訴訟については、過去、返還補助制度である自立促進援助金制度の廃止により、実質給付として運用していた本件奨学金の返還を求めることとした経緯があることから、返還請求訴訟の相手方である借受者側からは、ほぼ共通して、(1)本件奨学金は給付されたものであり、返還合意は存在していないこと、(2)金銭消費貸借契約が外形上成立しているとしても錯誤により無効であること、(3)今になって返還を求めることは信義則違反であること等が主張され、それらが主な争点となっている。

### (1) 返還合意の有無（金銭消費貸借契約の成否）について

#### ア 被告（借受者側）の主張

- ① 本件奨学金は、給付されたものであり、その申請時及び受領時において返還合意は存在せず、金銭消費貸借契約上の貸金ではない。
- ② 奨学金は、自立促進援助金制度により、実体上、給付制として運用してきたものであり、（貸与申請時に提出する）誓約書に奨学金を返還する旨が記載されているが、返還義務を認識していたわけではない。当該文書は、行政内部の事務の都合で作成されたものであり、説明も受けておらず、返還の合意があったことを意味するものではない。
- ③ また、教職員や隣保館職員から返還の必要がないとの説明を受けており、返還する必要がないと認識し、手続を取っていたのであり、返還の合意は存在していない。
- ④ 原告から、貸与要綱による返還方法の説明や所得審査による援助金給付の有無についての説明がなかった。これらが一切なされていないのは、両者の間に返還合意が存在しなかったからにほかならない。
- ⑤ 実質給付制として運用されてきた同和奨学金について、京都市も「返還しなくてもよい」として受給を勧め、申請者側も返還不要との認識のもと、申請時等に必要書類を提出していた。つまり、原告は、被告から提出のあった誓約書及び返還計画書の返還についての記載は、返還不要との真意に反してなされた形式上の返還合意に過ぎないものであり、奨学金申請者が返還するとの真意をもって返還の合意をすることがないことを、よく熟知していたものと言える。

よって、当該形式上の返還合意は民法93条の心裡留保の但書（相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は無効とする。）に該当し、無効である。

- ⑥ 原告は、本件返還合意が法律上無効となるのであれば、それは金銭消費貸借契約自体が無効であるということの意味し、被告らが受け取った奨学金は法律上の原因を欠く利得として不当利得返還義務の対象となると主張する。

しかし、奨学金は、最近でこそ貸与制が主となっているが、歴史的にはもともと学業支援目的での学生への金銭給付という点に本質があった。このような奨学金の性質からすれば、返還の合意について心裡留保が成立しても、奨学金の交付は単に給付契約となるだけであり、交付された金銭が不当利得となるわけではない。（追加）

## イ 原告（本市）の主張

- ① 誓約書、自立促進援助金に係る（返還手続の）請書の記載内容から返還の合意はあった。
- ② 被告が主張するように、原告が奨学金を援助金と併用して運用することにより、実質給付の奨学金として運用してきたことはそのとおりであるが、貸与が前提とされていることは、京都市と借受者との間で交わされる書類の随所に示されてきたものであり、一方当事者である市の「内部における手続」にとどまるものではないことは明らかである。
- ③ 被告主張のように、仮に原告職員が返還する必要はないと被告らに説明していたとしても、それはあくまで原告が奨学金等の貸付と援助金の補助とを一体のものとして運用していたことを念頭においた発言であると考えられる。
- ④ 被告は、原告に奨学金について説明してもらっていないと主張するが、申請に先立ち被告らに配付した文書「京都市同和奨学金のしおり」に貸与であることが明記されており、被告らから提出された返還計画書には、返還金額とともに、返還時期（20年）及び返還方法（年賦）が明記されている。以上により、原告は被告らに対し、就学奨励金が貸与であることについて必要な説明を行っており、被告らも当然に原告の説明を了解したうえで貸与を受けたものといえる。
- ⑤ 被告らは、貸与申請時の返還合意は真意に基づくものではないと主張するが、仮に被告主張のように、本件返還合意が法律上無効となるのであれば、それは金銭消費貸借契約自体が無効であるということの意味し、被告らが受け取った奨学金は法律上の原因を欠く利得として不当利得返還義務の対象となる。また、そもそも、これまで繰り返し主張しているとおり、貸与申請時の原告・被告間では、返還時期到来時に申請を行えば、援助金制度により返還が可能であるという共通認識があったのであり、かかる認識のもとで返還合意をしたことは、被告らの真意に基づくものであったといえる。

## **(2) 錯誤無効について**

### ア 被告（借受者側）の主張

- ① 原告からの返還の必要がないとの説明を信じて受け取ったものであり、外形上金銭消費貸借契約が成立したとしても錯誤により無効である。
- ② 被告は、再三返還の必要がないことを確認して申請したものであり、返還が不要であることを前提として、申請を行うことを示しており、錯誤に当たる。

## イ 原告（本市）の主張

- ① 本件奨学金の貸付時点では、奨学金と援助金を組み合わせて経済負担を回避する仕組みが存在しており、機能してきたものであるから、錯誤には当たらない。
- ② 奨学金の貸付時、原被告間での共通認識は、あくまで援助金を返済に充てることにより実質的な経済的負担を回避し得るという仕組みが制度として用意されていることを前提としており、実際に被告らが返還を求められているのは、援助金制度が廃止されてからであり、原被告間の共通認識において錯誤があるとはいえない。

## **(3) 信義則違反について**

### ア 被告（借受者側）の主張

- ① 返還の必要がないと説明し続けてきたにもかかわらず、住民訴訟で敗訴したことをもって

被告に返還を請求するのは、信義則違反である。市は、奨学金を給付制として運用し、一貫して将来的にも返還を求めないと説明をしてきており、奨学金申請者は、実質給付されるものと信頼して、奨学金を受領してきた。

- ② 原告は、自立促進援助金訴訟（大阪高裁判決事件 平成18年3月31日判決言渡し）において、借受者は、奨学金は援助金を併用した実質給付であると理解しており、市と借受者の間には債権債務関係は存在せず、借受者に返還を求めることはできないと主張しており、当該主張と本件訴訟における原告主張との整合性を説明されたい。
- ③ 原告は、上記②の訴訟において、「市と借受者との間には返還金をめぐっての債権債務関係は存在しない。」と明確に主張しており、本件訴訟での原告主張と矛盾していることは明らかであり、原告の釈明は何ら合理的な説明になっていない。
- ④ 平成19年12月までの市会の議事録において、当時の市長をはじめとする京都市の理事者が、「奨学金受給者に対して、返還を求める意思がない。」、「実質給付と説明していた奨学金の返還を求めることは、禁反言の法理に抵触し、権利の濫用となる。」と発言しており、原告の請求に理由がないことは明らかである。（追加）

#### イ 原告（本市）の主張

- ① 地方公共団体としての市は援助金の給付を永続的に保証する義務はなく、制度の見直しは司法判決を踏まえた合理的な判断に基づくものであり、平成13年度以降に新規に援助金を受領してきた被告の信頼は法的保護に値しないことから、信義則違反（禁反言）ではない。
- ② 原告は実質給付としていた同和奨学金制度を見直し、返還を求めることとしたが、司法判断を踏まえ、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務については、その全部を免除することとし、実際に、被告の子に対して貸与した高等学校分の奨学金については、返還請求を行っておらず、この点で、被告の信頼は保護されている。

援助金制度について、従前原告は、実質給付の奨学金制度として運用することに合理性があるとの理由から援助金の支出は違法とはいえないと主張してきたことは事実であるが、残念ながら当該主張は認められず、平成13年度以降の援助金支給について違法であるとの司法判断が下された結果、廃止するに至ったものである。援助金制度の廃止は、裁判所の司法判断に従うという極めて合理的な理由に基づくものであったと言えることから、禁反言の法理が適用されることはなく、被告の信頼を害しているとも言えない。

被告は、本訴における原告の主張が上記先行事件の主張と整合していないというが、仮に整合性に欠ける部分があったとしても、先行事件における京都市の主張が認められなかった以上、行政機関としては司法判断を最大限尊重した運用に努める必要があることは当然であり、本訴における原告の主張は合理的かつ相当なものである。

- ③ 被告らは、大阪高裁判決は、奨学金が給付か貸与かについて実質的に判断していないと主張するが、当該判決は、原告の同和奨学金等が貸与であること、借受者の中に返還が必ずしも困難でない者が生じていることを指摘しており、すなわち、原告が返還を請求するべきものと言っていることに他ならないと解される。

#### (4) 本人尋問及び証人申請について

ア No. 1 及び No. 3 については、平成26年6月23日付けで本人尋問及び証人尋問の申出が出されて

おり、次回期日において、証人尋問の採用の適否を判断する予定である。

イ No.2については、平成26年6月6日付けで本人尋問の申出があり、平成26年9月17日に本人尋問が行われる予定である。

### 3 今後の審理日程等

#### (1) NO. 1 (借受者A及び連帯保証人X)

第1回口頭弁論期日 平成24年 9月25日 (火) 午後 4時30分

第2回口頭弁論期日 平成24年12月13日 (木) 午前10時35分

第3回口頭弁論期日 平成25年 2月 5日 (火) 午前10時45分

第4回口頭弁論期日 平成25年 4月16日 (火) 午前10時40分

第5回口頭弁論期日 平成25年 6月25日 (火) 午前10時15分

第6回口頭弁論期日 平成25年 9月17日 (火) 午前10時15分

(第6回口頭弁論からNO. 3と併合審理)

第7回口頭弁論期日 平成25年10月29日 (火) 午前10時40分

第8回口頭弁論期日 平成25年12月24日 (火) 午前10時10分

第9回口頭弁論期日 平成26年 2月26日 (火) 午前10時10分

第10回口頭弁論期日 平成26年 4月23日 (水) 午前11時

(裁判長を含め裁判官が交代したため、弁論更新が行われた)

第11回口頭弁論期日 平成26年 7月 2日 (水) 午前10時

第12回口頭弁論期日 平成26年 8月27日 (水) 午前10時40分 (予定)

#### (2) NO. 2 (連帯保証人Y)

第1回口頭弁論期日 平成24年 9月25日 (火) 午後 4時30分

第2回口頭弁論期日 平成24年11月22日 (木) 午前10時15分

第3回口頭弁論期日 平成25年 1月22日 (火) 午後 1時15分

第4回口頭弁論期日 平成25年 3月19日 (火) 午後 1時25分

第5回口頭弁論期日 平成25年 4月30日 (火) 午後 1時20分

第6回口頭弁論期日 平成25年 6月25日 (火) 午前10時15分

第7回口頭弁論期日 平成25年 9月24日 (火) 午後 1時20分

第8回口頭弁論期日 平成25年12月 3日 (火) 午前10時45分

第9回口頭弁論期日 平成26年 1月29日 (火) 午前10時40分

第10回口頭弁論期日 平成26年 4月23日 (水) 午後 1時30分

(裁判長を含め裁判官が交代したため、弁論更新が行われた)

第11回口頭弁論期日 平成26年 6月18日 (水) 午後 1時30分

第12回口頭弁論期日 平成26年 9月17日 (水) 午後 1時30分 (予定)

#### (3) NO. 3 (借受者C及び連帯保証人Z)

第1回口頭弁論期日 平成25年 8月 6日 (火) 午後 1時20分

第2回口頭弁論期日 平成25年 9月17日 (火) 午前10時15分

(第2回口頭弁論からNO. 1と併合審理)

第3回口頭弁論期日 平成25年10月29日 (火) 午前10時40分

第4回口頭弁論期日 平成25年12月24日 (火) 午前10時10分

第5回口頭弁論期日 平成26年 2月26日(火) 午前10時10分

第6回口頭弁論期日 平成26年 4月23日(水) 午前11時

(裁判長を含め裁判官が交代したため、弁論更新が行われた)

第7回口頭弁論期日 平成26年 7月 2日(水) 午前10時

第8回口頭弁論期日 平成26年 8月27日(水) 午前10時40分(予定)

## 第 10 回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項等について

## 1 報告

## ○ 奨学金返還事務の取組状況について

事務局から資料 1 により報告を行い、了解された。

また、特別な事情による返還猶予の取扱いによる猶予決定の事後報告分について、事務局から別紙により、過去の監理委員会で承認されたものと同様の経過と認められる 16 件（4 人分）の報告を行い、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 平成 24 年度返還分から新たに滞納者となった借受者が 35 名もいるが、何か理由があるのか。  
→（事務局）平成 24 年度返還分の返還期限は平成 25 年 9 月 30 日である。例年、期限より少し遅れて支払う人が多いため新たに滞納となった借受者が 35 名となっているが、例年と比較して特に問題はないと考えている。
- ・ 去年も新規滞納者が 39 人おり、今年も 35 人の新規滞納者がいる。これは、履行期限後にも請求している借受者が約 50%おられるということであり、未だに返還をしてもらうのが難しいとの感想を持った。

## ○ 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の改正について

事務局から資料 2 により平成 25 年度の生活保護基準の見直しによる影響が免除判定基準に生じないようにするため、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則に、附則第 6 項として見直し前の同基準を適用して免除判定を行うことができる措置を講じる規定を整備したことを報告した。

## ○ 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

第 6 回監理委員会及び第 8 回監理委員会で裁判手続に着手することが承認された計 3 件の案件について、事務局から資料 3 により訴訟の進捗状況及び当該訴訟における原・被告間の主な主張についての報告を行い、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 訴訟対象の No. 1 及び No. 2 については、既に 8 回の口頭弁論を重ねており、審理が進んでいることが伺えるが、第一審はそろそろ終結しそうなのか、それともまだ長引きそうなのか。  
→（事務局）裁判所は原告被告双方の主張について、非常に丁寧に対応しており、それゆえに回数を重ねている。人証の予定について、裁判所からの確認が行われたので、結審に近づいていると感じている。

## 2 意見聴取

### ○ 平成25年度における裁判手続の実施について

事務局から資料4等により説明を行い、平成24年度返還分の滞納により訴訟対象となる借受者について、連帯保証人が既に死亡していること及び裁判で争う意思が明らかではないことから、相続人も含めて更に半年間返還手続を求めても、なお対応していただけない場合には、①連帯保証人の法定相続人に返還請求すること及び②訴訟提起の前に早ければ来年4月に民事調停を行うことについて承認された。

なお、詳細な審議については、個人のプライバシーに配慮し、非公開で行われた。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 裁判で争う意思が明らかでない、滞納額が100万円を超える借受者について、民事調停を行った場合、市に請求額の減額を求められたときには応じることができるのか。

→（事務局）市として請求額の減額に応じることはいない。

- ・ 請求額を減らすという譲歩ができないのであれば、民事調停を行う意義はあるのか。

→（事務局）市としては、これまで訪問や連絡を繰り返してきたが、借受者や連絡対象者と十分な話し合いの場を持つことができていない。そこで、新たに裁判所で話し合いの場を持つという意義もあり、民事調停を利用したいと考えている。

- ・ 法的措置に移行することで、免除等を利用できる可能性がなくなるのであれば、その点については、相手方に周知する必要がある。
- ・ 今回初めて連帯保証人の相続人に請求するということだが、今後このようなケースが増えていくと思う。借受者の世帯に対し、事前に配慮できることはあるか。

→（事務局）連帯保証人である借受者の親が連絡対象者として窓口になっていることが多いが、今後、連帯保証人が高齢化し、話し合いができなくなる可能性もある。

また、今回のように、連帯保証人の相続人に請求するケースも増加していくことも想定される。このため、今後、借受者本人に対して話をしていくことも含めて、法的措置に至る前に返還手続の説明等ができるよう取り組んでいく必要があると考えている。

## 第 10 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成 25 年 11 月 29 日

## ○事務局

それでは、ただ今から第 10 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくこと等を目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき設置されたものでございます。このため、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、お手元に配付しております会議資料のうち、資料 5、前回の第 9 回委員会の了解事項、及び資料 6 の議事録につきましては、既に山下委員長に御了解をいただいたうえで、人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。この点も御確認の程お願いいたします。

それでは、議事の進行につきまして、山下委員長をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## ○山下委員長

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に、本日の会議につきましては、定数 4 名中 4 人全員が出席しており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第 5 条第 3 項の規定によりまして、定足数である過半数を超えております。よって、会議が有効に成立していることを確認します。

続きまして、報告案件にまいりたいと思います。事務局から3件報告があるというふう聞いております。順番に報告を受けたいと思います。

まず、1件目の報告案件ですが、「奨学金等返還事務の取組状況」につきまして、事務局の方から報告をお願いしたいと思います。

○事務局

失礼いたします。奨学金等返還事務の事業調整担当課長をしております人権文化推進課の土井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ながら、着席して御説明をさせていただきます。

それでは、1件目の報告事項といたしまして、「奨学金返還事務の取組状況（平成25年9月末日現在）」ということで御説明をさせていただきます。お手元の方に配付させていただいております資料1を御覧いただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。

なお、これから御説明いたします平成25年9月末日現在の取組状況とは、奨学金の返還年度が10月から翌年9月末までを一つの期間としておりますので、今回の報告につきましては、平成24年度返還年度の最終日現在の返還手続の状況を取りまとめたものとなってまいります。

まず、1といたしまして「平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。1ページに登載しております2つの表につきましては、平成20年に奨学金制度の抜本的な見直しを行ったことにより、返還手続が必要になった借受者を対象といたしまして、返還手続の取組状況を人数ベースと件数ベースに分けて取りまとめたものでございます。

最初に、「（1）借受者別の返還に関する手続の状況」について、人数ベースでございますけれども、御報告をさせていただきます。

対象となる借受者数につきましては、全体で1,404人でございます。

この借受者1,404人に対する返還手続の状況といたしましては、その右に内訳

として返還手続の状況を分類しておりますが、まず、「②免除中」につきましては、所得が一定基準以下などの事由により、平成24年返還分が免除されている方でございまして、これに該当する方が1,246人おられます。借受者数に対する構成比といたしましては、88.7%でございます。

次に、その右でございますけれども、「③猶予中」につきましては、在学中などの理由により、平成24年度返還分が返還猶予されている方でございます。これに該当する方につきましては19人おられまして、構成比は1.4%でございます。

続きまして、その右「④返還請求」につきましては、返還の免除や猶予の対象にならず、実際に返還請求を行っている借受者の方でございまして、これに該当する方が139人おられます。構成比につきましては、9.9%でございます。

さらに、この「④返還請求」に該当する借受者の方の内訳を見ますと、その右でございますけれども、「返還済」となっておりますのが、履行期限が到来しております平成24年度返還分までを、期限までに全額返還された方でございまして、67人おられます。「返還請求」の対象者139人に対する構成比といたしましては、48.2%でございます。

なお、これまでの納付状況を踏まえますと、履行期限後に納付される方も一定数ございますので、最終的には7割程度に達するものと見込んでいるところでございます。

次に、返還請求を行いましても、平成24年度返還分を含めて返還をされていない方が、「未返還」のところで区分させていただいております。平成24年度返還分の納付期限が過ぎていることから、全て「滞納」の方に今回については計上させていただいております。これに該当する方が72人で、構成比としては51.8%でございます。

さらに、滞納者72人の具体的な状況につきましては、表の下の「注3」の「内訳」の部分で状況の方を取りまとめさせていただいているところでございます。

本年9月末日までに返還等がなく、平成24年度返還分から新たに滞納となった方

につきましては、３５人、約半数おられます。これを除く３７人の方につきましては、平成２４年度返還分に加えて平成２３年度以前の返還分の滞納のある方でございます。

さらに内訳を見てまいりますと、返還見込みの３３人の方につきましては、これまでの納付状況等から、履行期限を遅れながらも返納の見込みのある方ございまして、また、相談中の１５人につきましては、現在、返還手続を具体的に進めておられる方でございます。

したがって、実質的に滞納者となりますのは、所在不明の３人を除きますと、「裁判手続着手」の３人に、「その他」の１８人を加えた計２１名の方ということになってまいります。

次に、「その他」の部分に区分しております１８人の方の内訳について御報告いたします。「おおむね拒否」と判断している方が１１人おられまして、この大部分が訴訟を視野に入れた言動をされているということでございます。それ以外の７人の方につきましては、大きく分けると、いずれかの方かと面談等はできますが、行政不信などが強く具体的な相談に至らない方、あるいは面談そのものが困難な方、それと所在不明には至っておりませんが、所在の把握ができず現在居所を調査している方でございます。

上に戻っていただきまして、「注２」の部分でございます。現に滞納のある借受者の人数につきましては、現行は免除中となっている借受者のうち、平成２３年度以前返還分の滞納分を分納誓約している方などが別に１７人おられますので、先ほどの滞納者７２人にこれを加えますと、計８９人になってまいります。

なお、所在不明者３人につきましては、前回の報告から変動はいたしておりません。

次に、「（２）平成２４年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」についてでございます。

これは、直近の返還年度である平成２４年度返還分に関するものでございまして、高校と大学の別、あるいは年度別ということで、債権単位の返還債務の状況を取りま

とめたものでございます。

したがいまして、計上している件数につきましては、先ほどの借受者の人数ベースとは相違をしておりますので、御留意の方をよろしくお願いいたします。

対応件数は、全体で1,719件でございます。

返還手続の区分につきましては、先ほどの説明と同様でございまして、「返還猶予」となっているものは20件、構成比で1.2%でございます。表の下に、「（返還猶予の内訳）」で事由別の件数を示しておりますが、今回につきましては、全て「在学中」を理由としたものでございます。

次に、「返還免除」についてでございます。1,555件ございまして、同様に表の下に「（返還免除の内訳）」で記載しておりますが、全て年間所得が「基準以下」、すなわち生活保護基準の1.5倍以下に該当したというものでございます。構成比は、90.4%となっております。

一方、免除や猶予の対象とならず、返還をいただく必要のある件数につきましては、144件、構成比で8.4%でございます。そのうち納付があり完納となっているものが62件、未収入で滞納となっているものが82件でございます。この部分につきましても、先ほどの御説明と同様に、今後の返還分を加えますと、最終的には7割程度に達するものと見込んでいるところでございます。

次に、表の下「【履行期限の延長の状況】」を御覧願います。

先ほど、返還請求144件のうちに「履行期限の延長」の措置を採っている方が10人おられまして、件数で11件でございます。これは、所得が免除判定基準に該当しないものの、旧自立促進援助金の支給判定基準には該当するという場合に適用があるものでございまして、返還を行うべき残期間と同期間を限度として返還期間を延長することで、一返還年度当たりの返還金額を最大で半減にするという制度でございます。

次に、2ページを御覧願います。

「（3）督促・催告の実施状況」についてでございます。

これは、平成23年度納付分までの滞納者に対しまして、平成25年4月以降に実施いたしました督促・催告の実施状況を取りまとめたものでございます。これらの督促・催告の結果、平成25年3月末時点では、裁判中の3人の方を除きますと、新規滞納者12人、継続滞納者32人の計44人の方がおられましたが、相談における折衝や督促・催告を通じまして10人の方から納付があり、9月末現在では、滞納者が34名まで減少しているところでございます。

なお、督促・催告の実施につきましては、返還年度の履行期限である9月末日以降、12月に督促し、その後、約1年をかけて3月、6月、9月、12月と計4回程度催告を行うこととしております。その後は、滞納金額100万円以上となり、裁判手続への移行が必要となる方につきましては、別途11月に最終催告などの手続を経ることとしております。一方、滞納金額が100万円未満の方に対しましては、6月と12月の2回、特別催告を実施するというようにしております。

なお、表に戻っていただきまして、ここでは、平成23年度返還分からの新規滞納者と、それ以前の返還年度分からの滞納者を区分いたしまして、取組状況を取りまとめさせていただいております。

まず、平成23年度返還分からの新規滞納者につきましては、「ア 督促・催告の実施（新規滞納分）」の表で状況を取りまとめております。

実施状況といたしましては、平成25年4月当初に対象者が12人おられましたが、督促・催告の前までに2人の方から納付がありましたので、その後、10人の方を対象にして、相談中の方を除き、6月3日と9月2日の2回、督促・催告を行っております。この結果、返還手続をしていただきました方が5人でございます。

したがって、督促・催告や相談による効果といたしましては、6月以降の4箇月間で、10人に対して5人の納付がございましたので、50%の進捗が図れたものと考えております。

なお、この5人の納付者につきましては、注2に記載させていただいておりますが、

全員が滞納金を完納されております。

次に、平成23年度返還分のほか、それ以前の返還分にも滞納のある方につきまして、「イ 督促・催告の実施（継続滞納分）」の表で状況を取りまとめさせていただいております。

平成25年4月当初に対象者が、裁判中の2人を除き、32人おられまして、現在不明の3人のほか、相談中の方を除き、先ほどと同様に、6月3日と9月2日の2回に催告を行っております。この結果、返還手続きをしていただいた方は3名でございます。

次に、3ページを御覧願います。

「（4）50万円以上の高額滞納者の今後の見込みについて」でございます。

この表は、滞納金額が50万円以上となる滞納者につきまして、平成26年度までの発生状況の見込みを取りまとめたものでございます。現在の見込みですと、滞納額が50万円以上100万円未満の方が計13人、同じく100万円以上の方が6人となってまいります。

なお、前回6月の監理委員会での報告と比べますと、100万円以上の方が合計で7人から6人へと減少しております。

これは、発生年度が平成25年度、滞納金額の区分で100万円以上の部分に登載しておりました方が、裁判手続着手の対象となっておりましたが、今回の最終催告を受けて、滞納金の分割納付をする旨の申立てがあり、既に一部納付がございまして、滞納金額が100万円未満になったためでございます。

これに伴い、前回の監理委員会では、裁判対象者をお二人と御報告させていただいておりましたが、1人減少し、対象者は1人となっております。この方に対しまして裁判手続着手の検討につきましては、後ほど「平成25年度における裁判手続の実施」において、意見聴取をお願いしたいと考えております。

次に、「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」につ

いてでございます。これは、平成１２年度以前に返還の始期を迎えた債権について、  
「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例」第３条第１項の  
規定に基づいた免除決定の状況を取りまとめたものでございます。

具体的には、返還年度が到来した平成２３年度返還分につきまして、前回の監理委  
員会でも御報告をさせていただいておりますが、平成２５年３月２９日に、２，２８  
３件、１億７，４３０万２，０９２円の免除決定を行っているところでございます。

次に、４ページを御覧願います。

ここでは、参考資料といたしまして、平成２３年度返還分以前に関する状況を取り  
まとめております。

まず、「１ 平成１３年度以前に返還始期を迎えた債権に係る取組状況」について  
でございます。これは、平成２３年度返還分以前の各年度に係る手続の状況を示した  
ものでございます。いずれの債権も既に履行期限が経過しておりますので、基本的  
には、過年度分の納付等に応じまして、「返還請求」に係る収入の部分が増えていくと  
いうことで推移をしてくるものでございます。

なお、今回、返還猶予に関しまして、新たに決定したものがございますので、続け  
て御説明をさせていただきます。

５ページ、【返還猶予の事由別内訳】を御覧願います。

今回の新規決定分につきましては、全て「特別な事情」に関するもので、事後報告  
分の対象となっているものでございます。対象借受者は、４名ございまして、年度別  
の件数といたしましては、平成２１年度に５件、平成２２年度に５件、平成２３年度  
に６件の計１６件でございます。これらは、いずれも、面談拒否又は相談継続中であ  
った方で、その後に返還手続に応じていただいた方でございます。

なお、今回御報告させていただきました案件は、いずれも監理委員会で既に御承認  
いただきましたものと同様の経過によるものでございます。この部分につきましては、  
措置後に御報告させていただくことになっておりますので、今回、御報告をさせてい

たきます。

また、平成23年度に長期不在がございます。これは、前回から記載させていただいている分でございますが、この分につきましては、注3に記載していますとおり、海外転出による長期不在のため、返還猶予としたものでございます。

なお、返還免除については、変動はなく、前回の監理委員会の報告と同様でございます。

次に、6ページを御覧願います。

「2 平成12年度以前に返還始期を迎えた債権に係る免除の状況」につきましては、平成23年度以前に決定したものを、返還年度が到来したものと死亡によるものを区分して、返還年度別に掲げております。原則として、前回の報告から変動は生じておりません。

次に、7ページを御覧願います。

（参考2）といたしまして「今後の奨学金返還に係るスケジュール」につきましては、取りまとめさせていただいております。来月12月から平成26年12月までの1年間の督促・催告・特別催告等の実施状況等を整理したものでございます。

なお、今回のスケジュールにつきましては、注3に記載しておりますが、前回の監理委員会で、借受者に対する誤解を回避することを目的といたしまして、現年度の催告と過年度の特別催告を同時に行う見直しを御確認いただいておりますので、その部分の見直しを今回反映させていただいた形のものとなっております。

次に、8ページを御覧願います。

これは、報告案件に当たる「特別な事情による返還猶予」について、特別な事情及び考慮すべき背景のそれぞれの該当状況を示す総括表でございます。9ページから12ページにかけまして、個票として、これまでの経過等の概要を記載した4人分のものを添付いたしておりますので、御確認の方をお願いいたします。これらは、いずれも行政への不信感が根強かったうえ、第三者の影響や介在などもあり、具体的な説明

に応じていただけなかった方につきまして、粘り強く働きかけを行っていく中で、徐々に理解をいただき、対応に至ったものでございます。

奨学金の免除、猶予及び返還請求の状況に関する事務局の報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。

ただいまの報告案件（１）返還事務の取組状況についてですが、委員の皆様から何か質問などはございますでしょうか。

そうですね、私の方から１点、質問ではないのですが、先ほどの資料１の１ページで、「借受者別返還に関する手続の状況」の注３のところで、７２名の滞納者の方について、「平成２４年度返還分から新たに滞納となった者が３５人」ということで、滞納者の半分ぐらいの割合で新たに滞納となったと解釈をした。そういうふうに理解できるのですけれども、特にこれについて何か事情というのがあるのでしょうか。

○事務局（土井課長）

先ほど申し上げましたけども、９月末が履行期限になっておりまして、基本的には、その期日を徒過して支払いをいただく方が大部分でございますので、特にその部分で何らかの課題を抱えているわけではないというふうに承知をしております。

○山下委員長

わかりました。

委員の皆様、ございませんか。田多委員、よろしくお願いします。

○田多委員

私も、そのところがひっかかりまして、去年の資料を見ましたら、去年は３９人でした。約５０％で、やっぱり今年も去年も約５０％の方が新たに滞納になられたんだなと解釈しました。未だに返還していただくことが困難なことだなと感想を持ちました。

○山下委員長

ありがとうございます。

ほかの先生方，特にございませんですか。

そういたしましたら，報告案件の2番目に移りたいと思います。2番目の報告案件は，「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の改正」ということで報告を受けたいと思っています。事務局の方，報告をお願いします。

○事務局

はい，よろしくお願いいたします。

それでは，「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の改正」につきまして，御報告をさせていただきます。

資料2を御覧願います。

今回実施をいたしました規則改正につきましては，免除判定基準に関するものでございます。

規則改正に至る背景でございますが，国におきましては，生活保護法の見直しにより，本年8月から3箇年かけて，生活扶助基準の見直しによる引下げが行われることになっておりまして，奨学金返還の免除基準では，借受者等の年間所得が生活保護法による生活扶助費の1.5倍以下を免除対象にする規定がございますので，このままの状態ですと，自動的に所得判定に係る免除基準が引下げられることになってまいります。

生活保護基準の見直しに当たりましては，政府におきまして，対応方針として，生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる可能性がある制度につきましては，できるだけ影響を及ぼさないようにすることが全閣僚で確認されており，これを受けまして，平成25年6月14日付けで文部科学省の方から，8月1日の生活保護基準の引下げの影響で免除が受けられなくなった借受者の方も免除対象に含めることとした，国の要綱改正の通知をいただいております。本市におきまして，借受者の経済的な負

担等を配慮いたしまして、８月１日を施行日として、同様の改正を行うことにしたものでございます。

したがいまして、現行の免除判定は、８月１日の生活保護基準、見直し前の所得基準で、引き続き免除判定を行なっているところでございます。

なお、参考資料といたしまして、文部科学省からの通知、それと本市が行いました規則改正の新旧対照表を添付させていただいております。

本市の改正の内容につきましては、新旧対照表をお開きいただきまして、改正後の部分の一番下の下線を引かせていただいている部分、附則の６項といたしまして、「（債務の免除の基準の特例）」というこの条項を挿入させていただきますことで、その対応をさせていただいているところでございます。

報告につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告案件２でございますが、委員の皆様から質問、お気付きの点等がありますでしょうか。特に御意見は、本案件についてはございませんか。

本案件について特にないようでしたら、次の案件に移らせていただきます。

続いては、３番目の報告案件となります。３番目の報告案件「奨学金等の返還訴訟の状況」について報告を受けたいと思いますので、事務局の方から、報告よろしくお願いいたします。

○事務局

それでは、地域改善対策奨学金等の返還請求訴訟につきまして、御報告をさせていただきます。

資料３を御覧願います。

訴訟の現況につきましては、この委員会におきまして意見聴取をさせていただいた後、市会の議決を経まして、平成２４年度に２件、平成２５年度に１件の計３件の訴

訟提起を行っておりまして、現在、３件とも京都地方裁判所で係争中でございます。

訴訟そのものの進展状況につきましては、前回の第９回監理委員会でも御報告させていただいておりますので、今回の報告につきましては、前回の報告以降の動向を中心として御報告をさせていただきたいと考えております。

資料３の中で、波線による下線を引かせていただいた部分がございます。この部分が前回報告以降の部分でございますので、この部分を中心にして御説明を申し上げます。

最初に、裁判対象者の状況を再確認させていただきます。１の（１）の表に取りまとめをしておりますので、借受者及び連帯保証人を対象にして、先ほど申しましたとおり、現在３件の訴訟を行っているところでございます。

なお、請求金額につきましては、毎年履行期限の到来により新たに滞納となる返還請求額がございますので、この部分につきましては、催告の手續等を経たうえで、裁判所に対し追加請求の手續を行っているところでございます。平成２４年度返還分につきましても、現在、そのための準備をしているところでございます。

次に、「（２）裁判手続の実施における人権上の配慮」でございます。これまでから御報告をさせていただいておりますとおり、裁判におきましても人権上の配慮をしていただく必要があると考えておりますので、裁判所に対して申立てをし、訴訟記録の閲覧制限や法廷での被告氏名の掲示抑制などの取扱いをしていただいているところでございます。

次に、「（３）併合審理（Ｎｏ．１及びＮｏ．３）」についてでございます。本年５月に訴訟提起をいたしました、先ほどの表のＮｏ．３の訴訟につきましては、８月６日の第１回口頭弁論におきまして、被告側から、主たる争点や訴訟代理人が共通であることから、Ｎｏ．１の訴訟との併合審理をしたいとの申立てがございましたので、京都市としましても特に異議は申し上げず、併合の決定がなされたところでございます。

次に、「２ 裁判における原告・被告間の主な内容」についてでございます。

裁判における被告側の主張につきましては、ほぼ共通しておりまして、大きく2つの主張がございます。1点は、被告側に貸与の意思はなく、返還の合意をしていないことから、金銭貸借契約そのものが成立していないとするものでございます。もう1点は、仮に契約が成立していたとしても、錯誤や信義則違反などにより契約そのものが無効であるという主張でございます。

今回、下線を引かせていただいている部分につきましては、前回の報告以降に被告側の方から主張があった部分でございますが、これらにつきましても、これまでの主張とかなり重複している部分がございますが、④につきましては、返還合意の不成立の理由として、特に京都市からの説明がなかったことを強く主張されているものでございます。また、⑤の部分につきましては、原告が被告に返還の意思がないことをよく知っていたことなどをもって、心裡留保による契約の無効などを主張しているものでございます。

これらに対しまして、本市といたしましては、奨学金の貸与と自立促進援助金の支給は別制度であるということを前提といたしまして、借受者へのパンフレットの配付や返還計画書の本市への提出などの中で、十分に借受者の方も、その部分について御理解いただくことができたということで、貸与の認識はあったものと考え、反論をさせていただいているところでございます。

最後に、「3 今後の審理日程等」についてでございますが、前回の監理委員会以降の状況といたしましては、N o . 1 の訴訟につきましては、下線を引かせていただいておりますが、3回の口頭弁論が行われ、次回は12月24日の予定でございます。また、N o . 2 の訴訟につきましては、2回の口頭弁論が行われ、次回は12月3日開催の予定でございます。N o . 3 の訴訟につきましては、先ほど御報告申し上げましたとおり併合審理の方になっておりまして、第2回から併合されております。第1回を含めて、これまで3回開催され、次回につきましてはN o . 1 と併合し12月24日の開催となっております。

返還訴訟の状況に関する事務局の報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。

それでは、第3番目の報告案件につきまして、委員の皆様から、何か御質問などありますでしょうか。特にございませんか。

では、私の方から一、二点だけ質問をさせていただきたいのですが、No. 1もNo. 2の被告関係の訴訟も8回の口頭弁論を重ねるということで大分進んでいるようですが、1審の審理はそろそろ終結されるようなのか、まだ相当程度続くものなのでしょうか。

○事務局

今回の裁判につきましては、裁判所もかなり丁寧に審理をしていただいております。原告及び被告の主張についてもかなり丁寧に聞いていただいていると考えております。その関係で回数を重ねているところでございますけれども、そろそろ人証につきまして原告及び被告側の考え方なんかも裁判所から問われる状況が出てまいりましたので、そろそろこの部分につきましては区切りが付くのかなと受けとめているところでございます。

○山下委員長

2番目の被告の方と第1番目とは、2回目の口頭弁論が、これは分離されたということなのでしょうか。

○事務局

いや、たまたま同じ日時に当たったというものでございます。

○山下委員長

そうすると、全く1番目と2番目は別個の審理だということですか。

○事務局

はい、これは全く別に審理していただいております。

○山下委員長

この御説明はかなり法的に、非常に詳しく書いてございますけれども、藤原委員、何かお気づきの点とかありますか。

○藤原委員

特にありません。

○山下委員長

西田先生はいかがですか。

○西田委員

いえ、別に。

○山下委員長

訴訟の分は、ちょっとこの席での分析はなかなか難しいのですが、しばらくこの訴訟の行方を見守るしかないなと考えております。そういたしましたら、報告案件は以上でございますね。

続きまして、議題は意見聴取案件ということになるかと思えます。

次に、意見聴取案件「平成25年度における裁判手続の実施」ということについて、審議をいたしたいと思えます。

事務局の方から、説明をよろしくお願いします。

○事務局

それでは、「平成25年度における裁判手続の実施について」御説明をさせていただきます。

資料4を御覧願います。

裁判対象者につきましては、監理委員会における確認事項、裏面の2ページの真ん中のところに「裁判手続着手の要件」というものがございます。この部分につきまして該当性を判断させていただきまして、毎回この時期の監理委員会の方で御検討をい

ただいている部分でございます。

平成24年度返還分の未納により、今回滞納金額が100万円を超えた方については、お一方おられまして、今回につきましては、この方についてお諮りをしたいというふうに考えております。この借受者につきましては、督促・催告を行ってまいりましたけれども、返還手続きに応じていただかず、現在のところ納付確認もできておりませんので、先ほどの条件に照らしますと検討対象ということで、今回検討をお願いしたいと考えているところでございます。

それでは、資料4に基づきまして、簡単に状況を御説明、御報告させていただきまします。今回につきましては、一応No. 4とさせていただきます。

裁判手続対象者の部分でございますけれども、対象者につきましては借受者の方、それと今回、連帯保証人の相続人としてW-1・2と挙げさせていただいておりますが、今現在の状況としましては借受者の方とその親御さんの方お一方との二人世帯でございます。連帯保証人と挙げさせていただいておりますのは、当初連帯保証人でありました一方の親御さんがお亡くなりになっておりまして、その部分について、相続人の法定相続部分が発生しておりますので、相続人という形で挙げさせていただいているところでございます。請求額につきましては、24年度返還分の未納部分を含めまして108万円でございます。

今回の対象者につきましては、従来の3人の方は、いずれも当初から市に対しまして裁判での決着ということを言われておりましたが、今回の方については、特にそういった発言あるいは意向がございませんので、裁判手続につきましては、訴訟提起の前に、まず民事調停を検討したいということで、裁判手続は民事調停ということで掲げさせていただいております。

実施予定につきましては、今現在、返還交渉継続中のため、平成26年度以降での実施ということで、先ほど申しました部分でございますが、今回初めて相続人に対する請求も必要かなと考えている部分と、それと民事調停から入らせていただきたいと

いう部分がございます。そういたしますと、今現在、借受者及び同じ世帯を構えております親御様の方とお話をさせていただいておりますが、これとは別にいらっしゃいます相続人の方ともお話をさせていただく必要があるのかなという意味では、引き続き時間を取りまして返還交渉が必要ということで、実施予定につきましては先ほど申し上げた形で書かせていただいているところでございます。

次に「2 裁判着手に向けての検討事項」ということで、今申し上げた部分と重複しますけれども、3点上げさせていただいております。

1点目は、連絡対象者が返還手続に対する強い不信感を示しているものの、裁判による解決を表明していないことから、裁判手続の着手に当たっては、監理委員会で確認された事項を踏まえ、訴訟提起の前に、まず民事調停をさせていただく必要があると考えているところでございます。

なお、連絡対象者につきましては、60代後半ということで、高齢であり、体調不良ということもありますので、なかなか面談に応じてもらえておらず、これまで十分な話し合いの機会が持てなかったという背景もございます。

また、2点目でございます。この部分につきましても、先ほど御報告させていただきましたが、連帯保証人がもう既にお亡くなりになっておりまして、債権確保の観点からは、本市の事務標準に基づきますと、法定相続人に対して相続財産に対する返還請求を行う必要があるという部分が出てくるということでございます。

3点目といたしましては、法定相続人に対しては、これも先ほど申し上げましたが、これまで一切連絡をとっておりませんので、今後、返還請求なり行っていこうとした場合には、改めて連絡を取り、これまでの事情や経過等を説明させていただく責任が京都市の方にあるのかなというふうに考えているところでございます。

この意味では、今回の案件につきましては、従来の3件のように、最初からもう裁判の方で決着をつけるという前提で進展したものではございませんので、このような点につきまして、新たな検討事項という部分で検討が必要なのかなというふうに考え

ており、従来の課題からは別の部分がございますので、少し慎重な対応が必要なのかなと考えているところでございます。

次に、「3 法定相続人に対する面談及び催告の実施」についてでございます。平成25年9月から平成26年3月までの部分でございます。

1点目といたしましては、連絡対象者、これは借受者の親になりますけれども、に対して連帯保証人の法定相続人に対する面談依頼の方をさせていただいております。行った時期につきましては、9月から10月にかけて行いましたが、未だに明確な意思表示といえますか、御連絡がいただけない状況でございます。

次に、「2 法定相続人に面談及び催告の実施」についてでございます。平成25年11月以降、法定相続人に面談を依頼する文書の送付の実施を行っております。平成26年2月末には、これらを踏まえまして、特別催告の実施というものを検討していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

なお、4点目といたしまして、「4 法定相続人が返還手続に応じなかった場合の今後の裁判手続について」の予定につきまして、少し事務局案を取りまとめさせていただいております。冒頭申し上げた形で、少し借受者等あるいは法定相続人に対する折衝が、もう少し時間的に必要かなというふうに考えております。そういたしますと、その期間を12月から3月ぐらいにかけて確保させていただきまして、その中で一定の御理解、進展が図れない場合につきましては、最終的な催告というのを、平成26年4月上旬ごろに実施していきたいと考えているところでございます。

最終催告におきましては、2週間程度の指定納入期間を取っておりますので、ここで更に御理解いただけない場合につきましては、速やかに、まずは訴訟に先立ちまして民事調停の申立てを実施するという方向で進めさせていただきたいと考えております。ただし、訴訟等で争う意思が示された場合につきましては、民事訴訟の提起についても、改めて検討を行っていきたいと考えております。

民事調停の申立てにつきましては、26年4月中旬に行わせていただきたいと思いますと思っ

ておりますが、従来、調停をせずに訴訟を行っているケースにつきましては、法的措置通知書の送付をさせていただいておりますが、民事調停をする場合については、この部分については省略をさせていただきたいと考えているところでございます。

今回、100万円を超えましたNo. 4の借受者に対します裁判手続につきましては、このような方向の中で御検討いただき、手続を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○事務局

本件に関しますこれ以降の報告につきましては、借受者等のプライバシーに配慮する必要がありますので、非公開での審議をお願いしたいと考えております。

○山下委員長

ただ今事務局の方から説明がございましたが、本件の借受者本人等のプライバシーにかかわる個別内容の報告以降は、非公開とした上、審議したいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（委員より「異議なし」の声あり）

○山下委員長

特に御異存はないということですので、本件につきましては、借受者のプライバシーに配慮し、非公開の審議としたいと思います。

それでは、本件のこれ以降の審議につきましては、後ほど非公開で行うということにしまして、先に、「その他」の案件、議題に進みたいと思っております。

せっかくの機会でありますので、全体を通して、何か委員の皆様、お気付きの点などがありましたら御発言ください。特に委員の皆様、ございませんか。

そうしましたら、事務局の方から「その他」の事項、審議事項等ございますか。

○事務局

今回の委員会の了解事項及び議事録についてでございますけれども、事務局で案を作成し、委員長に御確認をいただいたうえで、公表させていただきたいと考えており

ます。この後、非公開で御審議いただく部分につきましても、公開が可能な範囲での公表をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回の委員会の日程でございますけれども、平成26年7月ごろを目途に、平成25年度返還分の取組状況や訴訟審理状況などの御報告をさせていただく予定でございます。

なお、個別に審議を必要とする案件が出てきましたら、随時、委員の皆様と日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○山下委員長

それでは、ここからは「平成25年度における裁判手続の実施について」非公開の審議をしたいと思いますので、傍聴者の皆様、報道関係の皆様、ここで御退席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（傍聴者退席）

※ 以降の非公開による審議部分に係る記載については、プライバシーに配慮した表現に一部修正しています。

○山下委員長

よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

そういたしましたら、先ほど御報告させていただきました借受者No. 4に係る裁判手続につきまして、改めてお手元の方に御配付させていただきました資料に基づいて、御報告をさせていただきたいと思います。先ほどの報告と重複する部分があるか

と思いますけれども、御理解のほどよろしくお願いいたします。

今回の部分につきましては、先ほど申しましたが、従来の3件の訴訟対象者につきましては、いずれも裁判での決着を望んでいるということで、納付を拒否されていたということでございましたので、いずれも民事調停などを経ずに裁判の方を直接させていただいた分でございます。今回の案件につきましては、その意味では大きく違っている部分がございます、それが課題にもなっておりますし、今回、意見聴取をお願いしたいと考えている部分でございます。

1点は、繰り返しにはなりますけれども、本人が裁判を望んでいない、あるいはその部分についての意思確認ができていないということで、まずは訴訟に先立ちまして民事調停の手続に入らせていただく必要があるのかなと考えている部分でございます。

次に、連帯保証人である親御さんが、既にもう10年ほど前にお亡くなりになっておりますので、現時点では、御本人と、それともう一方の親御さんである連絡対象者の方、現在はこの連絡対象者の方を中心にして接触をさせていただいているところでございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、もう60代後半ということで、お年を召してきているという部分と、それと体調がよくないこともございまして、行政不信の感情をお持ちの中で、なかなか面談ができない、面談してもなかなかこちらの方に耳を傾けていただけないという部分がございます。

その中で、今回もし法的な手続を取らせていただくとしますと、もう既に連帯保証人である一方の親御さんがお亡くなりになっておりますので、その法定相続人、今回の場合ですと連絡対象者、それとお子さんが2人おりまして、1人が借受者、それと、もう一人のお子さんは、別の市町村で生活をされているという状況でございまして、特に今まで明確な接点を持っておらず、また今までお会いもしたこともないという状況でございます。

それと、繰り返しになりますが、この世帯自体なかなか面談に苦慮している部分がございます、従来何回か対応させていただこうと努力はしてきたのですが、そ

の部分についてあまり芳しい状況になっていないという部分がございます。特に、その部分が、我々といたしましては、かなり大きな課題かなと考えておりまして、実際にそちらの方を担当しております係の方からも、少し状況を御説明させていただきたいと考えているところでございます。

#### ○事務局

現場対応を中心に資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思います。

検討課題につきましては、先ほど申し上げましたとおり、まず一つは、初めて民事調停の手続を経る必要があるのではないかという点でございます。2点目が、連帯保証人が死去されておられますので、法定相続人に対する請求という新たな取組を行うということ等が、大きな2つの検討課題であろうと考えてございます。

1番目の「裁判対象者の状況等」の部分でございますが、先ほどからお話がごさいますように、借受者本人と連帯保証人の相続人がお二人、滞納金額は5年間分で108万円ということでございます。

2番目の「裁判対象者の概況」でございますが、今回法的手続を取るに当たりまして、調査した結果、関係者は4名おられます。1人が連帯保証人、借受者の一方の親御さんでございますけれども、この方はもう既に亡くなられておられるということでございます。そして、もう一方の親御さんが連絡対象者になっており、京都市内に借受者の方と同居されておられます。それ以外に、借受者の兄弟姉妹に当たる方が別の市町村にお住まいであるということでございます。

世帯の状況でございますが、借受者御本人さんは親御さんとの二世帯で、従前から市営住宅に住んでおられまして、外形上、不動産所有及び自家用車等の資産保有も認められないところでございます。

連絡対象者である親御さんにつきましては、もう70近い高齢の方で、かつ体調がよろしくないことが多うございまして、面談になかなか応じてもらえず、世帯状況については、一定把握しておりますが、詳細は正確に把握できてございません。

また、この間、裁判対象になるということで、借受者本人への面談についてもお願いをしているところでございますが、本人については奨学金のことを知らないで連絡対象者の方から申立てをされており、これまで借受者本人との面談も実現できていないという状況でございます。

借受者の兄弟姉妹につきましては、これまで何ら私どもの方から連絡を取ってございませんので、詳細な状況は把握できてございませんが、新たな世帯を築いておられるということが判明いたしております。

続きまして、これまでの面談経過等でございますが、まず「（１）借受者の所在確認」でございます。相当前でございますが、平成２１年当時、私ども、この奨学金制度の見直しを行うということで、御説明を全借受者の皆さんに御連絡させていただいておりましたが、この本件の借受者あるいは連絡対象者の所在が分かりませんでした。そこで、同年５月に調査いたしまして、借受者本人並びに連絡対象者で連帯保証人の相続人でもある親御さんのお二人が同じ世帯で居住されているということと、連帯保証人であるもう一方の親御さんが死亡されているということを確認いたしましたところでございます。

これを受けまして、「（２）面談経過」のところでございますが、連帯保証人が死亡されておられましたので、２１年６月以降、もう一人の親御さんを連絡対象者としたしまして、お会いのうえ、制度が変更されましたといったことを御説明させていただき、返還手続に応じていただくよう依頼をするための訪問を繰り返してきたところでございます。しかし、不在であることが多うございまして、また在宅で出てきていただいたときにも、例えば、借りたのは、手続をしたのは連帯保証人であるということで、これまでの間、返還手続に応じる意思は示されておりませんが、訴訟で争う意思も示されていないというのが現状でございます。

次に、「３ 裁判手続の相手方について」でございますが、「（１）連帯保証人の相続人に対する請求の検討」というところを御覧いただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、連帯保証人がお亡くなりになっているということでございますので、これまで借受者のみを対象といたしまして、返還手続きに応じていただきますよう連絡対象者を窓口として働き掛けを行ってまいりましたが、このまま連帯保証人の法定相続人に請求しないというふうにした場合には、借受者本人のみを対象として、裁判手続きに着手するということになってまいります。

しかしながら、本市の取扱いといたしましては、債権管理マニュアルというものがございまして、そこにおきまして、債務者が死亡している場合、相続人がその債務を継承することになるので、法定相続人を確認して特定後、法定相続分の割合に応じて催告を行うというふうにされてございます。これまで、私ども奨学金の返還制度の債権管理におきましては、相続人に対する請求までは想定をしておりませんでしたけれども、マニュアルに本市の債権管理方針として相続人に対し請求することが定められておりますので、適正な債権管理という観点から、今回は相続人に対する請求を行う必要があるのではないかと考えているところでございます。

「（２）法定相続人の確認」のところでございますが、先ほど申し上げましたように、連帯保証人の法定相続人といたしましては、連帯保証人の配偶者、借受者本人、このお二人が同居をされている。それと、連帯保証人のもう一人のお子さんが市外で、別に世帯を構えられているということで、それぞれ２分の１と４分の１の相続割合になるということが判明したところでございます。

続きまして、「４ 相続人請求を行う場合の対応」についてでございますが、法定相続人のうち連絡対象者と借受者本人につきましては、これまでお二人同居されておられますことから、御連絡をいただきたいといった訪問等を行ってきておりますが、もう一人のお子さんについては、これまでの間、連絡を全く取ってございません。このため、もう一人のお子さんへの連絡に当たりましては、裁判手続きの着手、以前、第６回の監理委員会で御承認いただいておりますが、その着手の場合における借受者本人への対応に準じまして、慎重に対応する必要があると考えたところでございます。

したがいまして、この後時系列で御報告、御説明いたしますけれども、最終催告を平成26年4月上旬に予定しておりますが、その半年前となる催告時を目安といたしまして、本年9月に連絡対象者である親御さんに対しまして、連帯保証人の法定相続人、これまで連絡しておりませんでしたもう一人のお子さんへの説明依頼を行ったところでございます。

以下、これまでの約2箇月間の経過を載せてございますが、9月上旬には、連絡対象者に対しまして、連帯保証人の法定相続人である子らに対する請求をする必要があるので、連絡をいただきたいというふうをお願いをしたところでございます。その後、反応がございましたので、私どもの担当者が御自宅の方にお伺いいたしましたところ、玄関口での応対でございますが、若干時間を取ってお話することが9月末にできました。その際、連絡対象者に対しまして、子らを含めました法定相続人の代表として、3名様分の請求書を手交させていただいております。連絡対象者からは、何度訪問していただいても、返還すべきかどうか判断ができないといった御回答をいただいているところでございます。

それ以降、度々訪問させていただきましたが、不在等ございましたので、御連絡をいただけませんかといったような不在票を投函させていただいておりますが、一切、連絡対象者からの御連絡はございません。

こうしたことから、10月下旬には、これまで御連絡をしてこなかったもう一人のお子さんに対しまして、私どもの方から連絡を取ることを予告した文書を、連絡対象者宛てに投函をしたところでございますが、これに対しても応答がなかったところでございます。

このことから、11月上旬に、もう一人のお子さんの御自宅の方に、これまで親御さんにお話してまいりましたが、状況を御説明したいので、御連絡をいただきたいといった旨の文書を郵送させていただきました。

その結果、11月中旬に、もう一人のお子さんの御家族から、お電話を私どもの職

場にいただいております。御家族からは、もう一人のお子さんについては、現在遠隔地に長期で出張をされていて、年内は自宅に戻らない予定だとお伺いいたしました。私どもから、その出張先に私どもの方からお伺いして、御説明をさせていただいてもというふうにも申し上げましたが、御家族の方からは、出張先では重要な仕事もしているので、一度聞いた状況をもう一人のお子さんに伝達のうえ、もう一人のお子さん自身から私ども人権文化推進課の方に連絡をさせるようにしますということをおっしゃっていただいておりますので、現在その御連絡をお待ち申し上げているという状況でございます。

私どもといたしましては、年内に戻れないということでございますので、連絡をお待ちして、年明けにでも一度お会いをして、お詫びあるいは制度の説明等々をさせていただいたうえで、対応をさせていただきたいと思っているところでございますが、うまくいくことを願っておるのですけれども、うまくいかなかった場合も含めまして、5の「今後のスケジュール」のところに、予定を書かせていただいております。

まず、「（１）納付催促」でございますが、11月から来年の3月末までの約5箇月間を掛けまして、当然、もう一人のお子さんの方だけではなくて、借受者本人あるいは連絡対象者であるもう一人の親御さんに対しましても働き掛けを、特別催告等継続をさせていただきますとともに、もう一人のお子さんの方につきましては、御連絡をお待ちしたうえで、訪問してお話を進めたいと。仮に、なかなかうまくいかないといったことがありましたら、2月末には手続の一環として、特別催告を実施していくということを予定いたしております。

最終的には、「（２）最終催促の実施」にございますように、最終催告を4月上旬に2週間程度の納入期限を設け、仮に、訴訟で争うという意思を示された場合は、訴訟の提起も検討しますが、最終催告に応じていただけない場合は、「（３）民事調停の申立て」にございますように、4月中旬頃を目途といたしまして民事調停の申立てをする。民事調停が不成立な場合は、この監理委員会に、7月頃に諮問をさせていた

だいたうえで、市会の議決をいただいて裁判に着手をしていくということを予定といたしております。

なお、まだもう一人のお子さんとは、1回も直接お話ができていない状況でございますので、もう一人のお子さんをはじめとして連絡対象者あるいは借受者本人の方から何らかの相談があった場合には、今後のスケジュールについて、柔軟に対応をさせていただければと思ってございます。

簡単ではございますが、事務局からの報告は、以上でございます。

○山下委員長

それでは、審議をしたいと思います。「平成25年度における裁判手続の実施について」です。

ただ今事務局の方から、連帯保証人の法定相続人に対して返還請求を行うこと、及び借受者側が、裁判により解決を望んでいるという意思が明らかでないということから、仮に裁判手続への移行が必要となった場合は、訴訟提起に先立ち民事調停を行いたいという具体的な提案がございました。

委員の皆様、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

○西田委員

質問が幾つかありまして、まず、面談経過の中で、連絡対象者との話の中で、借りたのは連帯保証人であるという話があった云々がありますが、この意味は、どういう意味ですかというのが一つ。

それから、もう一人の子の御家族の方から連絡があったという話なのですが、具体的な話はされてないとは思いますが、その確認です。

まず、この二つをお願いします。

○事務局

まず、1点目の、借りたのは連帯保証人であると連絡対象者がおっしゃっているのは借りるという手続、要するに、当時借受者本人は未成年でございますので、借受者

本人が手続をしたのではなくて、連絡対象者でもなくて、連帯保証人として書類にサインをしている亡くなったもう一人の親御さんが貸与申請書を書き、京都市に提出したという意味で、正確に言いますと、手続をしたのは連帯保証人であるということを、おっしゃっているのかなというふうに理解をいたしております。

2点目の、もう一人の御家族への説明でございます。実は、お電話が掛かってきたときに、私どもの方から当然いわゆる同和奨学金ということは、なかなか申し上げられませんので、奨学金に関する手続をしていただきたいのですと、私どもの方から申し上げましたところ、御家族の方から、もう一人の子の実家は、いわゆる旧同和地区の出身であることは知っていますかと逆に問われまして、その奨学金というのも、いわゆる旧同和地区の方への奨学金ですかといったお話がございましたので、私どもといたしましても、新たな人権問題を惹起しないように配慮しながら慎重に接してきたところでございますけれども、相手方からそういったお話がございましたので、この奨学金というのは、地域改善対策の奨学金ですといったところまで、その御家族の方にはお知らせをしたところでございます。

○山下委員長

よろしいでしょうか。

では、田多先生、藤原先生、何か御質問等ありませんでしょうか。

○藤原委員

はい。この説明ですと、連絡対象者とは、お話はされているようなのですが、借受者御本人と接触はされているのかというところが、はっきりしないと思いましたので、その辺りのところをお聞かせください。

○事務局

本人との接触でございますが、連絡対象者をやっぱり接点とするべきだということで、21年6月以降、連絡対象者に対して接触をしておりました。しかし、御対応いただけませんでしたので、本人へ接触するべく、今年に入りまして、本人宛てに本人

限定郵便を送りまして、お話をしたいというような御連絡を差し上げたり、あるいは文書も御自宅に投函をしたり、訪問をしたりということで、借受者本人にも接触を持つようとしてまいりましたけれども、残念ながら、今まで直接の接触はできていないというのが現状でございます。

○山下委員長

田多委員，何かございませんか。

○田多委員

連絡対象者の方とはお話されたときに、借受者本人さんは、お仕事をしておられるとかそういうことは分かりませんか。

○事務局

過去の記録ですとか返還当初ですね，この方が15年から返還が始まっておりますので，当時出された書類等を拝見しますと，当初お仕事をされていたようでございます。今，平日のお昼間にお伺いいたしましても，御本人様もいらっしゃらないので，恐らくお働きになってはいらっしゃるかなと。ただ，連絡対象者の方は，年金はあろうかと思えますけれども，御自分は働いてないということをおっしゃっておられます。

○山下委員長

どうぞ，西田委員。

○西田委員

更に質問なのですが，連絡対象者の方との面談のときに，何度話しても返還すべきか判断できないという回答だったということは，連絡対象者の方としては，このいわゆる奨学金がもらったものではなくて借りたものであるという認識ですか。

○事務局

多分そこまでの理解は至らずに，その手前，自分に関係ないと考えられているのではないかと思います。

○西田委員

なるほど、分かりました。ということは、先ほどのもう一人のお子さんの御家族の方のニュアンスも考えると、今回もう一人のお子さんとの話がうまく行けば、相当程度進展が見込める可能性がある。そこが無理なら、どうもなかなか難しいかなというように感じますが、それは今後の話として、是非努力をお願いしたいということ。

それから、民事調停に移行するのは、私は結構だと思うのですが、まだ裁判上での争いということを相手も思っておられない。民事調停を申立てられる場合の、いわゆる申立人側の主張としては、要するに、過去の経緯とこういうものですから返還を求めるというものです。

○事務局

まだ、そこまで具体的には想定はしていないのですけれども、基本的には、多分そういう形になるのかなと。

○西田委員

多分、民事調停を申立てたとしても、そこで、金額で折れ合うなんていうようなことはあり得ないと思いますのでね。

○事務局

市の方としましては、納付方法等であれば、検討する余地はあるかもしれないですけど。金額そのものについては、はい。

○西田委員

はい、分かりました。

○山下委員長

委員長の私から言うというのも何ですけど、調停は、今、西田先生が言われるように、額としても、譲歩を市に求められるような場合も場合によってはありますので、そのような場合は、当然その決裁とかいろいろな承認が必要ですが、その額の譲歩ということは、それはあり得ないということなのではないでしょうか。

○事務局

現時点で、その額を減らすとかそういうことについては、市としては、もう採り得ないと。

○山下委員長

そうすると、今係属中の３人の訴訟の和解の見通しとかと同じことになるのですか。

○事務局

同様でございます。

納付方法等についてであれば、また検討させていただきますけれども、額の減額であるとかそういうことについては、京都市としては、もう受け入れられないという回答になってまいります。

○西田委員

だから、そうすると、民事調停の手續を取られるのはいいですけど、実質あまり民事調停の意義がないような気がしているだけで。

○事務局

私どもといたしましては、今までお話し合いの場ができていなかったというのがございます。連絡対象者とも、幾度かお話はさせていただいておりますが、玄関先で立ち話ですとか、あるいは電話で少しの時間を御対応いただいたとかいうところがほとんどでございますので、実際そういうお話の場を、まず一つ作ることが大事なのかなと。そのきっかけに、調停がなればなと考えております。

○事務局

いずれにしても、法的枠組みがございますので、なかなか交渉材料として制約されている部分がございますので、そういう意味では、本来の調停という意味からは、少しかけ離れたといいますか、少し違った活用になってくるのかなと考えているところでございます。

○山下委員長

むしろ、本来であれば、裁判所だけでしかもう解決の場がないのですが、今の御説明をお聞きすると、もし、その話し合いの方にルートが行く場合、市で独自にそういう免除申請とか猶予とかそういう手続があるということですよ。

そうではないのですか、例えば訴訟、調停に移行した場合、そういう逆戻りするようなルートはもうないということですか。

○事務局

それは、今回の御報告でも、特別猶予等がございますけど、その辺の適用ができるかどうかにつきましては、この方、今の段階では、面談が難しい方の一つでございますけども、そういう状態の中で、なかなか状況が正確に把握できないということもございますけども、今回御報告させていただきましたような特別事情による猶予について、もし適用できるのであれば、積極的にというのは変ですけど、適用できる部分については前向きに検討させていただきたいと考えているところでございます。

ただ、法的手続に入ってきますと、どうしてもいろんな部分で制約が出てきますので、そこまで行きますと、なかなか交渉という変ですけども、こちらの方が条件として提示できる部分については、従来よりも狭まってくるのかなという意味では、確かに今おっしゃっていただきましたように、一面調停にはなじみにくいという部分は抱えているのかなというふうには認識をしているところでございます。

ただ、今回のこういう奨学金の制度上、すぐに訴訟に移行するのではないという意義も、また別にあるのかなと受け止めてはおります。

○山下委員長

意見になるのですが、そうすると、一旦調停とか訴訟とかというのは当然だけど、行く前に本当にそうなったらあまり柔軟な話し合いができないことを、よく周知していただく必要があるんじゃないでしょうかね。

○事務局

その部分につきましては、先に西田委員もおっしゃったように、我々としましても、

なかなかこの方，まず，借り受けた御本人との接点は取れていないと。連絡対象者につきましても，なかなか会話，話し合いが成り立ってきていませんので，その意味では，今回，もう一人のお子さんと話をすることによって，同時に重点的な働き掛けといたしますか話し合いができないかなという意味でのアクションを，同時に掛けさせていたきたいなと思っております。

ただ，もう一人のお子さんの方につきましては，その起爆剤，契機になっていただくという部分と，後々不成立の場合につきましては，法定相続人の御一方として，請求していただくに当たっての事情説明という部分もございます。それは，同時に進めさせていただく中で，少しその辺の説明ができないかなという意味も含めまして，来年3月いっぱい，約4箇月ですけれども，時間の方も確保させていただきたいなということで，現在，スケジュールを組ませていただいているという事情でございます。

#### ○西田委員

大体事情は分かりましたので，今後の話なのですが，一つは，今回初めて連帯保証人が死亡というようなケースが出てきて，これによって，本来その子供さんとか相続人が今まで対象になったことはなかったけれども，出てきたと。今後，こういうケースは起こると思うんですよ。というのは，連帯保証人の方が高齢化して行く中で，それに対する今回のことを踏まえて，事前に配慮しないといけないなというようなことはありますか。

#### ○事務局

一つは，これからだんだんと年月がたっていく中で，やはり世代交代といいますが，今でしたら，借受者の御両親の方が当初手続をされていましたから，実際のお話し合いの対象というのも，御両親を軸にして展開をさせていただいております。その意味では，今回もそうなのですが，今後につきましては，お亡くなりになったりとか，あるいは，それ以外の事情も含めまして，話し合いができなくなってくるということが想定されますので，やはり御本人も含めた対応というのを，少し検討を進めて行

かないといけないのかなというようなことも、今現在、考えているところでございます。

ただ、連帯保証人が亡くなった場合は、もし法的措置を取るとすると、本市としましては、避けがたい部分がございますので、まずは、その前に何とか手続を取っていただくなりして回避をするということも、同時に対応としては必要なのかなと考えているところでございます。

○山下委員長

私が最後に1点だけ、今回のケースについての話ですが、今まさにもう一人のお子さんとの折衝をこれからされるということなのですが、法的な責任でみると、あくまでもその連帯保証債務の4分の1の範囲でしか責任がないわけですね。そうすると、例えば、そのもう一人のお子さんが法的な責任は尽くしますというふうになった場合、残り4分の3について、どのような対応で臨まれることになるのでしょうか。

○事務局

それは、その分だけが、もし未払ということになれば、それ以外の法的責任のある方に対して、法的な措置を取らせていただかざるを得ないかなと考えております。

○山下委員長

そうですね。そこは、法的なことを割り切ってしまうと、そのような御主張もあり得るのかなというふうに思ったものですから。

この件は、また、今後報告等がいただけるということでしたか。

○事務局

基本的には、スケジュールの方で挙げさせていただいておりますけれども、3月末まで借受者あるいは連絡対象者、あるいは法定相続人であるもう一人のお子さんに、接触をさせていただく時間というのを4箇月ほどといたしまして、そこで、もし、状況が進展しないようであれば、最終的な通告をさせていただいたうえで、4月半ばぐらいに、速やかに民事調停の手続を進めさせていただきたいと考えております。

委員会に対しましては、民事調停等がうまく展開できなかった場合につきましては、また、改めて、次は、訴訟も含めまして、お諮りをさせていただきたいと考えております。今回は、民事調停までの部分につきまして、御確認をいただければ、このスケジュールに従いまして、本市といたしましても、精力的に取り組ませていただきたいと考えているところでございます。

○山下委員長

ありがとうございました。ほかに、委員の先生、御質問、御意見等はよろしいですか。

そうしましたら、本件についてですが、事務局から提案がありました連帯保証人の法定相続人に対して返還請求を行うこと、及び裁判手続への移行が必要とされる場合に、訴訟提起に先立ち、民事調停を行うという提案につきまして、特に委員の皆様、御意見、御異存などはないでしょうか。

そういたしましたら、意見聴取案件（裁判対象No. 4）につきまして、委員会として承認することといたします。

以上をもちまして、第10回京都市奨学金等返還事務監理委員会は終了したいと思います。皆様、ありがとうございました。

以 上